

いちき串木野市 第2次総合計画

後期基本計画



鹿児島県いちき串木野市

**いちき串木野市
第2次総合計画
後期基本計画**

鹿児島県いちき串木野市

ごあいさつ



平成から令和へと時代も変わり、いちき串木野市も平成17年10月11日の誕生から16年が経過いたしました。

平成29年に策定したいちき串木野市第2次総合計画では、「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもたちが自分の生まれ育ったまちに愛着と誇りを持って住み続けられる環境づくりを基本に、ひとや地域の魅力で選択されるまちづくりに市民、地域、事業者や団体の皆様と一体となって取り組んでまいりました。

一方、時代は急速な技術革新、グローバル化の進展、少子高齢化の急激な進行とそれに伴う人口減少、頻発する大規模な自然災害、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済の混乱など、今まさに将来の自治体運営にも大きな影響を及ぼす大転換期を迎えております。

今後数年間の取組が20年後のまちを形づくるといっても過言ではないなか、昨年3月に「いちき串木野市人口ビジョン（改訂版）」と「第2期いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。この総合戦略では、「小さくても豊かなまちづくり～次世代にまちを残そう～」を理念に掲げ、少子高齢化の進行により人口減少は進む中であっても、都市機能を維持し、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちを目指しております。

この度、第2次総合計画の前期5か年を対象とした基本計画が終了することを受け、社会情勢や市民ニーズの大きな変化を十分に踏まえ、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、前期計画での成果・実績を検証するとともに、総合戦略との整合性を図った上で、新たな5か年のまちづくりに対する課題の整理・検討を行い、その課題克服に向けた方針や主要施策を示す後期基本計画を策定いたしました。

本市が有する魅力・特性を活かした「食のまち」、エネルギーと産業おこしを組み合わせた「環境維新」、世界に拓かれた「国際化推進」、次代を担う「ひとづくり推進」の4つの重点プロジェクトを中心に、目指すべき将来都市像「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向け、本計画を着実に実行していくよう真摯に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係諸団体の皆様のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただきました多くの市民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

いちき串木野市長 中 屋 謙 治

目次

■いちき串木野市第2次総合計画後期基本計画

第1編 分野別振興方向	1
第1章 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』	1
第1節 コミュニティ	1
1) 市民参画と協働の推進	1
2) 市民自治活動の充実	1
3) 広報・広聴	2
4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現	2
第2節 行財政	3
1) 効率的・効果的な行政運営	3
2) 健全な財政の運営	4
3) 広域行政の推進	4
第2章 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』	6
第1節 生活環境	6
1) 環境の保全	6
2) ごみ処理の充実	6
3) 水道の安定供給	7
4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実	8
5) 住環境の整備	9
6) 火葬場・墓地の適正な管理	10
7) 消防・防災の充実	10
8) 交通安全の充実	12
9) 防犯対策の強化	13
10) 消費生活の充実	14
11) エネルギー対策の推進	14
第2節 保健医療福祉	16
1) 健康づくりの推進	16
2) 地域医療体制の充実	18
3) 子育て支援体制の充実	18
4) 高齢者福祉の充実	18
5) 社会保障の充実	19
6) 障がい者(児)福祉の充実	21
7) 母子・父子福祉の充実	22
8) 地域福祉の推進	22
9) 生活困窮者の自立支援等の充実	23
第3節 教育文化	24
1) 生涯学習の充実	24
2) 学校教育の充実	25
3) 社会教育の充実	26
4) 地域・文化の保存・承継	28
5) スポーツの充実	28
6) 国際交流の充実	30
第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力のある産業のまちづくり』	32

第1節 産業経済	32
1) 農業の振興	32
2) 林業の振興	33
3) 水産業の振興	34
4) 製造業の振興	36
5) 企業誘致	36
6) 商業・サービス業の振興	37
7) 観光の振興	38
8) 食のまちづくりの推進	39
9) コミュニティビジネスの振興	40
10) 海外との経済交流	40
第4章 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』	42
第1節 社会基盤	42
1) 道路・交通網の整備	42
2) 港湾機能の充実	43
3) 海岸・河川の整備	44
4) 公園・緑地の整備	44
5) 住宅の充実	45
6) 市街地の整備	46
7) 都市景観の形成	47
8) 情報通信基盤の整備	48

■第2次総合計画基本構想

第1編 総論	50
第1章 計画策定の趣旨等	50
第1節 計画策定の趣旨	50
第2節 計画の呼称、期間及び区域	50
第3節 計画の性格及び役割	50
第4節 計画の構成	50
第2章 いちき串木野市の特性	52
第1節 海・山・温泉などの豊かな自然	52
第2節 積み重ねられた歴史と文化	52
第3節 東アジア及び東南アジアに開かれた地理的特性	52
第4節 自然・歴史文化・地理的特性に育まれた特産	52
第2編 基本構想	53
第1章 いちき串木野市の基本理念	53
第1節 基本理念	53
第2節 将来都市像	53
第3節 基本方針	53
第2章 施策の大綱	55
第1節 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』	55
1. コミュニティ	55
1) 市民参画と協働の推進	55

2)市民自治活動の充実	55
3)広報・広聴	55
4)人権尊重・男女共同参画社会の実現	55
2. 行財政	55
1)効率的・効果的な行政運営	56
2)健全な財政の運営	56
3)広域行政の推進	56
第2節 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』	56
1. 生活環境	56
1)環境の保全	56
2)ごみ処理の充実	56
3)水道の安定供給	57
4)下水道・生活排水・し尿処理の充実	57
5)住環境の整備	57
6)火葬場・墓地の適正な管理	57
7)消防・防災の充実	57
8)交通安全の充実	57
9)防犯対策の強化	57
10)消費生活の充実	57
11)エネルギー対策の推進	57
2. 保健・医療・福祉	58
1)健康づくりの推進	58
2)地域医療体制の充実	58
3)子育て支援体制の充実	58
4)高齢者福祉の充実	58
5)社会保障の充実	58
6)障がい者(児)福祉の充実	58
7)母子・父子福祉の充実	58
8)地域福祉の推進	58
9)生活困窮者の自立支援等の充実	59
3. 教育文化	59
1)生涯学習の充実	59
2)学校教育の充実	59
3)社会教育の充実	59
4)地域・文化の保存・承継	59
5)スポーツの充実	59
6)国際交流の充実	60
第3節 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力のある産業のまちづくり』	60
1. 産業経済	60
1)農業の振興	60
2)林業の振興	60
3)水産業の振興	61
4)製造業の振興	61
5)企業誘致	61
6)商業・サービス業の振興	61
7)観光の振興	61

8) 食のまちづくりの推進	61
9) コミュニティビジネスの振興	61
10) 海外との経済交流	62
第4節 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』	62
1. 社会基盤	62
1) 道路・交通網の整備	62
2) 港湾機能の充実	62
3) 海岸・河川の整備	63
4) 公園・緑地の整備	63
5) 住宅の充実	63
6) 市街地の整備	63
7) 都市景観の形成	63
8) 情報通信基盤の整備	63
第3章 市域の構成イメージ	64
第1節 ゾーン別振興方向	64
1. 都市形成ゾーン	64
2. 農と住の調和ゾーン	64
3. 癒しの森ゾーン	64
4. 海洋活力ゾーン	65
第2節 交流・連携軸	65
1. 地区拠点の設置	65
2. 地域連携軸の設定	65
3. 広域交流軸の設定	65
第4章 重点プログラム	66
第1節 食のまちプログラム	66
第2節 環境維新プログラム	66
第3節 国際化推進プログラム	66
第4節 ひとづくり推進プログラム	67
■参考資料	
策定経過概要	68
策定要綱	71
企画委員会	72

いちき串木野市第2次総合計画 後期基本計画

【後期基本計画の位置付け及び計画期間について】

後期基本計画は、平成29年3月に策定した**いちき串木野市第2次総合計画**(目標年度:令和8年度)の基本理念「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」の実現をめざし、令和4年度から目標年度とする令和8年度までの今後5か年の施策について、基本的方針等を各分野にわたり体系的に明らかにした計画です。

基本構想 (※) (10 か年) 平成29年度～令和8年度

前期基本計画 (5 か年)
平成29年度～令和3年度

後期基本計画 (5 か年)
令和4年度～令和8年度

(※)基本構想については資料編(P53)を御覧下さい。

第1編 分野別振興方向

第1章 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

第1節 コミュニティ

1) 市民参画と協働の推進

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>人口減少・少子高齢化、地方分権の進展等社会状況が大きく変化中、環境、防犯、防災などにおいて様々な地域課題が生じています。</p> <p>さらに、各地域が抱える課題はそれぞれ異なり、地域の課題解決に向けた取組、地域の特性を生かした活性化など、市民自治によるまちづくりが求められています。</p> <p>また、国、地方は厳しい財政状況にあるとともに、地方分権・地域主権が進められる中、地域社会を維持発展させるためには、行政だけの取組では限界があり、市民と協働して人口減少に適応した新しいまちづくりを進めていくことが必要です。</p>	<p>自治基本条例に基づいた市民自治活動を行うために、市民と行政が情報を共有し、良きパートナーとして連携を図ります。</p> <p>共生・協働のまちづくりを推進するため、市民自治活動の必要性を認識して、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる市民満足度の高い地域社会を目指し、市民一人一人が積極的に市政に参画する市民主体のまちづくりを進めます。</p> <p>また、ボランティア、NPO※等の役割等について市民への理解を深めるとともに、行政は活動を尊重して支援します。</p>	<p>①自治基本条例の理解促進</p> <p>②市民と行政の情報の共有</p> <p>③市民自治活動への参画促進</p> <p>④各種委員会委員の公募</p> <p>⑤パブリックコメント制度※の活用</p> <p>⑥ボランティア、NPO等の多様な人材活躍への市民理解の促進</p>

2) 市民自治活動の充実

目 標 値	指標：交流センター利用者数 基準：59,500人 目標：60,000人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>生活様式の多様化、社会・生活環境の変化に伴い、市民の連帯感は希薄化し、地域のつながりや相互扶助の精神が薄らいできています。また、少子高齢化や人口減少により、自治活動の担い手の人材確保や継続が難しくなっています。</p> <p>一方、地方分権の進展による地方自治体の役割の拡大や、市民ニーズの多様化等により、行政主導から市民と行政の適切な役割分担のもとで、共生・協働のまちづくりが進められています。</p> <p>まちづくり協議会や自治公民館では、今後の少子高齢化、</p>	<p>市民は自主的・主体的に自治公民館やまちづくり協議会等の市民自治活動に参画し、行政はそれらの活動を尊重し、支援や協力を行います。</p> <p>行政は個人情報の保護に配慮しつつ、保有する情報を共有することに努めます。また、各まちづくり協議会に地区担当職員を配置するなど、市民と行政の相互理解や信頼関係を深め、情報提供や指導、助言を行います。</p> <p>さらに、行政、まちづくり協議会及び自治公民館は、市民自治活動の理解を深め、未加入者への加入促進に連携して取り</p>	<p>①コミュニティリーダーの育成</p> <p>②市民自治活動に関する情報提供</p> <p>③各種コミュニティ団体の育成</p> <p>④交流センターの利用促進等</p> <p>⑤地区担当職員による地域活動支援</p> <p>⑥市民自治活動の支援</p> <p>⑦自治公民館への加入促進</p>

※ **NPO**…Non-Profit Organization の略で、福祉や環境、まちづくりなどの社会的な課題に営利を目的とせず活動する民間の非営利組織。

※ **パブリックコメント制度**…市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市の各種計画の策定又は重要な変更を行う際に、案の段階で広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画等の決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度。

役員などの後継者不足などを見据えた、持続可能なまちづくり活動が求められています。	組み、持続可能な地域づくりに努めます。	
--	---------------------	--

3) 広報・広聴

目標値	指標：公式SNSサイトの普及率 基準：0% 目標：10%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市では、「広報紙」や「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線のほか、スマートフォンや携帯電話を活用した広報活動や情報提供に努めています。</p> <p>また、市長が直接、市民や地域からの提言を受けるための機会を設けるとともに、公共施設等に「世論箱」を設置しています。</p> <p>市民に開かれた市政の推進にあたっては、市民一人一人の意見や提言をまちづくりに反映するために、積極的に参画できるような機会をつくる必要があります。そして、市民と行政がそれぞれの適切な役割分担のもとに力をあわせて、よりよい地域社会を形成していかなければなりません。</p> <p>情報化が進む中、より迅速で的確な情報提供など、今後も市民に開かれた市政を目指して、広報・広聴活動に努めることが重要です。</p>	<p>(1) 広報機能の充実 市政広報については、「広報紙」、「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線、防災メール、SNS*などの公式サイトを立ち上げ、すべての人々が必要な情報を得やすい広報活動及び情報提供に努めます。</p> <p>(2) 広聴機能の充実 市民と行政との相互理解と信頼関係を深めるため、パブリックコメント制度の活用により、行政運営や政策決定過程・成果等についての情報提供に努めるとともに、「世論箱」の設置、インターネットや市長との対話等による身近な広聴活動に努めます。</p>	<p>(1) 広報機能の充実 ①広報紙の充実 ②おしらせ版の充実 ③ホームページの充実 ④防災行政無線・防災メールの活用 ⑤SNSの活用</p> <p>(2) 広聴機能の充実 ①パブリックコメント制度の活用 ②世論箱の活用 ③市長との対話機会の充実</p>




4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>現代社会には、DV*や虐待、偏見や差別など多くの人権問題が生じています。平成27年度に策定した「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」に基づき、家庭、地域社会において人権尊重の理念と重要性についての理解を深めるために、教育及び啓発活動を通して人権を</p>	<p>(1) 市民一人一人が基本的人権を尊重し、互いに支え合い、共に生きることができるとともに、人権教育、啓発活動に継続的に取り組みます。</p> <p>(2) 男女共同参画社会への意</p>	<p>(1) 「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」の推進 ①人権に対する正しい理解と認識の促進に向けた人権教育・人権啓発の推進及び人権相談の充実 (人権の花運動・人権フェスタ・人権相談所の開設)</p> <p>(2) 男女共同参画社会の形成</p>

* SNS…Social Networking Service の略で、インターネット上で人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービス。

* DV…配偶者等や交際相手からの暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的暴力などが含まれる。

<p>尊重する地域社会を築いていく必要があります。</p> <p>また、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる社会を目指すことが重要です。本市では男女共同参画社会の実現に向けて、平成29年度に第3次男女共同参画基本計画を策定しました。社会変化に応じた改定を行いながら、引き続き講座の開催や広報啓発などにより、男女共同参画社会の形成に向けて市民の意識向上を図る必要があります。</p>	<p>識づくりを図り、あらゆる分野での政策、方針決定過程への男女共同参画を促進し、一人一人の人権を尊重しあう社会づくりを進めます。</p> <p>施策の推進にあたっては、市民で構成される男女共同参画推進懇話会の提言を踏まえた「いちき串木野市男女共同参画基本計画」に基づき、様々な取組を進めるとともに、次期計画の策定に取り組みます。</p>	<p>①男女共同参画社会の形成に向けた講演会、研修会の開催及び広報・啓発の充実</p> <p>②第4次「いちき串木野市男女共同参画基本計画」の策定</p> 
--	---	---

第2節 行財政

1) 効率的・効果的な行政運営

<p>目標値</p>	<p>指標：行政改革推進計画効果額 基準：－ 目標：20億1,467万円</p> <p>指標：定員管理計画総職員数 基準：576人(R2) 目標：508人(R7)</p>	
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>社会経済情勢の変化に伴い、ますます複雑・多様化する行政需要に対応するため行政改革推進計画を策定し、組織の機構改革、事務事業等の見直しや国の施策に基づくデジタル化の推進に取り組んでいます。</p> <p>しかし、本市を取り巻く状況は、人口減少や景気低迷等により自主財源・依存財源ともに減少するなど、依然として厳しい状況にあります。</p> <p>このため、複雑化・高度化する市民ニーズを踏まえ、市民と行政が相互信頼のもとに連携し共生・協働のまちづくりを推進するとともに、質の高い行政サービスの提供を目指して、職員一人一人がより一層の強い自覚を持って、市民の理解を得ながら行政改革推進計画の着実な実施に取り組み、効率的・効果的な行政運営を更に進めていく必要があります。</p>	<p>人口減少社会に対応するため、第四次行政改革大綱の基本理念である「管理型行政運営」から「経営型行政運営」への転換を目指すとともに、取組状況等を公表するなど、より公平で開かれた市政運営を推進し、市民の理解と協力のもと、効率的・効果的な行政運営の確立に努めます。</p>	<p>(1) 定員管理計画の推進 (2) 組織機構の再編・整理 (3) 人事評価制度の充実 (4) ICT*の活用 ① ICT活用による行政事務のデジタル化の推進 ② RPA*による定型的な作業の自動化の検討、実施 (5) 公共施設の適正化 (6) 事務事業等の見直し ① 事務事業の見直し ② 補助金の見直し</p>

※ **ICT**…Information and Communication Technology の略で、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たす、デジタル化された情報通信技術を活用したコミュニケーション。

※ **RPA**…Robotic Process Automation の略で、人間がコンピューター上で行っている定型作業を、ロボットで自動化すること。

2) 健全な財政の運営

目 標 値	指標：行政改革推進計画効果額 基準：－ 目標：20億1,467万円	
	指標：定員管理計画総職員数 基準：576人(R2) 目標：508人(R7)	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市財政は、市税等の自主財源が少なく、補助金や地方交付税に依存した財政運営となっています。この厳しい財政状況に対応するため行政改革大綱を策定し、健全な財政運営に取り組んでいます。</p> <p>歳出は、人件費及び公債費などの義務的経費が多く、弾力性に乏しい財政構造となっているのに加え、少子高齢化の影響、市民ニーズや公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大など行政コストも増加傾向にあります。</p> <p>歳入では、地方交付税をはじめとする国の財政対策や好調なふるさと納税制度の先行きが不透明であり、不足分を補うだけの市税等の収入増も見込めない状況にあります。</p> <p>このような状況に適切に対応するためには、健全で効率的な財政運営を進め、長期にわたって安定した財政基盤を確立していくことが課題となります。</p>	<p>厳しい財政状況に適切に対応していくため、長期財政見通しを踏まえた財政改善計画に基づき、より一層健全で効率的な財政運営を進めるとともに、自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確立を図るなど、持続可能な財政構造への転換を図っていきます。</p>	<p>(1) 中長期的展望に立った計画的な財政運営の推進</p> <p>①財政改善計画の進行管理 ②市債残高の縮減(管理)</p> <p>(2) 自主財源の確保</p> <p>①市税等の収納率の向上 ②市有財産の有効活用 ③ふるさと納税制度の活用</p> <p>(3) 公営企業等の健全経営</p> <p>①公営企業、開発公社、一部事務組合等の健全経営</p>

【財政状況(一般会計)】

区分	年度					説明
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
財政力指数	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年の平均で、高いほど財政に余裕があるとされる。
経常収支比率	92.6	95.8	97.6	93.6	92.4	財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費、公債費等の経常経費に、税、普通交付税等の経常的な一般財源が充当された割合で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。
実質公債費比率	9.5	9.9	10.4	11.0	11.6	公債費比率に、公営企業会計の元利償還金への一般会計からの繰出金等を加味した起債制限等を行う指標。18%を超えると許可団体へ移行する。3か年の平均値。
将来負担比率	82.5	87.0	74.0	83.4	75.4	損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、350%が早期健全化基準とされている。

3) 広域行政の推進


目 標 値	指標：かごしま連携中枢都市圏連携事業数 基準：29件(R2) 目標：35件(R8)	
現況と課題	基本的方向	主要施策

<p>本市はこれまで、かごしま連携中枢都市圏、鹿児島広域市町村圏協議会、薩摩半島地域開発協議会等により、関係市町村と連携を図りながら広域的な取組を行ってきました。</p> <p>特に経済的結びつきが強い鹿児島市、日置市、姶良市とのかごしま連携中枢都市圏の取組について、関係市との調整を図りながら今後更に充実させていく必要があります。また、現在、し尿処理や火葬業務等については、日置市と一部事務組合を設置し、広域的な取組を行っています。消防については、国による一層の広域化が求められています。</p>	<p>高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達に伴う日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・多様化に対応するために、連携中枢都市圏等の広域行政の推進を図り、一体的な振興発展に取り組めます。</p> <p>また、消防業務の高度化に対応し、消防広域化の検討に取り組めます。</p>	<p>(1) 広域行政の推進</p> <p>①広域的な行政課題に係る調査研究の推進</p> <p>②交通・通信・観光等広域的な連携体制の充実</p> <p>③消防広域化の検討</p> <p>(2) 国・県・周辺市等との連携強化</p> <p>①かごしま連携中枢都市圏の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期「かごしま連携中枢都市圏ビジョン」策定 <p>②広域的事業の円滑な推進を図るため、国・県・周辺市等との連携強化と協力の要請</p>
---	--	---

第2章 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

第1節 生活環境

1) 環境の保全

目 標 値	指標：不法投棄件数 基準：270件 目標：150件	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の海、森林、河川等の恵まれた自然環境は、市民生活や産業等に大きく貢献しており、今後のまちづくりを進めるうえで、生活環境や産業振興などの様々な場面での環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。</p> <p>そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及、河川の浄化活動（悪臭防止）、地球温暖化防止や自然環境保全に向けた取組を強化する必要があります。</p> <p>また、「いちき串木野市環境基本条例」及び「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全に努めることが必要となっています。</p>	<p>(1) 環境基本計画の推進</p> <p>(2) 環境保全に関する市民の意識啓発 環境保全を推進するにあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、環境に対する市民の意識啓発を図ります。</p> <p>(3) 環境保全に関する指導及び監視の充実強化 公害の未然防止及び環境保全対策として、広報・啓発・指導・監視の充実強化を図ります。</p>  <p>(4) 河川等公共用水域の水質の保全対策 河川の水質浄化対策として、下水道の普及、合併処理浄化槽の設置促進及び事業所排水に対する汚水処理に関する指導の強化を図ります。</p>	<p>(1) 環境基本計画の推進</p> <p>(2) 環境保全に関する市民の意識啓発 ①環境学習の推進と市民の自然環境への意識啓発</p> <p>(3) 環境保全に関する指導及び監視の充実強化 ①ごみの不法投棄監視制度の充実 ②小中学生を対象とした環境意識の醸成 ③ボランティア団体の育成 ④ウミガメ保護監視活動の推進 ⑤河川の浄化活動（悪臭防止）の促進 ⑥CO₂の削減行動の促進</p> <p>(4) 河川等公共用水域の水質の保全対策 ①下水道の普及 ②合併処理浄化槽の設置促進 ③公害対策事業の推進 ④河川・工場排水等の水質検査の充実</p>

2) ごみ処理の充実


目 標 値	指標：リサイクル率 基準：9.1% 目標：20%	
目 標 値	指標：1人1日当たりのごみの排出量 基準：999g 目標：900g	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>ごみ処理については、環境保全、循環型社会の形成の必要性が高まっていることから、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、適切に取り組むことが求められています。</p> <p>このため、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、廃棄物の減量化・再利用・リサイクルを積極的に推進していくことが重要です。</p> <p>また、ごみ処理施設の老朽化</p>	<p>(1) 市民への資源物分別収集の啓発など、ごみの減量化及び再資源化の促進に積極的に取り組みます。</p> <p>(2) 耐用年数を超過した重要設備を適切な時期に更新する等の対策により、ごみ処理施設の長寿命化を図ります。</p>	<p>(1) ごみ減量及び再資源化の促進 ①指定ごみ袋制度の推進 ②資源物分別収集の推進 ③廃品回収活動の促進 ④マイバッグ運動の推進</p> <p>(2) ごみ処理施設の整備 ①一般廃棄物処理基本計画の推進 ②整備方針（施設保全計画）の推進</p>

が進んでいるため、設備故障の対応が増加するなど、ごみの適正処理に支障を及ぼすことが懸念されます。

【本市のごみ処理量の推移】

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
全市総搬出量		トン	10,162	9,995	10,027	10,019	10,010	
処理内容	市収集	可燃	トン	5,112	5,047	4,881	4,864	4,696
		不燃	トン	267	261	265	263	274
		資源	トン	881	863	862	813	868
		粗大	トン	120	130	135	141	160
	その他処理	可燃	トン	3,042	2,983	3,131	3,126	3,176
		不燃	トン	180	155	153	149	174
		資源	トン	224	187	192	208	222
		粗大	トン	318	351	389	436	418
		処理困難物	トン	18	18	19	19	22
1日当たり搬出量		トン	28	27	27	27	27	
1人1日当たり搬出量		グラム	975	971	987	999	1,016	

3) 水道の安定供給

目標値	指標：耐震化率（基幹管路） 基準：19.8% 目標：30%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の水道は、平成29年度に上水道と簡易水道が統合され、ほぼ市内全域で上水道事業による供給体制が整っています。</p> <p>これまで進めてきた事業により、水源の確保や貯水力の向上などが図られてきていますが、耐用年数の経過した施設や配管等の更新のほか、地震等の災害に備えて耐震化等も必要となってきています。</p> <p>また近年、人口の減少や節水意識の高まり、節水器具の普及により全体の水道使用量が減少してきており、今後、経営を継続するため長期的視野に立った事業計画及び経営計画を策定し、収支の均衡を図りながら事業を進める必要があります。</p>	<p>市内全域にわたる公共水道を基本とし、地域に対応した給水を行うとともに、水道施設の整備・更新などにより、安定給水に努めます。</p> <p>(1) 水道事業の経営安定 水道事業の推進にあたっては、国の助成を活用しながら経営の合理化を更に進めるとともに、水道料金の適正化を図り持続的に安全な水の安定供給ができるよう経営を行います。</p> <p>(2) 水道施設の整備 ①浄水場施設の整備 安定した水を供給するために、老朽化した施設の整備を実施します。 ②水質の向上と水資源の確保 取水上流域での合併処理浄化槽の設置促進により、水質の向上を図るとともに、新たな水源の確保に努めます。</p>	<p>(1) 水道事業の経営安定 ①水道事業経営の合理化と水道料金の適正化（見直し）</p> <p>(2) 水道施設及び水道管の整備 ①送配水管の布設及び更新 ②水道施設統廃合の検討 ③水源の開発</p> 

【上水道の概要】

水源	
表流水 2箇所	676m ³ /日
伏流水 1箇所	2,739m ³ /日
湧水 4箇所	2,504m ³ /日
地下水 22か所	13,571m ³ /日
計	19,490m ³ /日

令和2年度実績	
給水人口	26,367人
日最大給水量	13,125m ³ /日
区域内の普及率	99.9%

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

目 標 値	指標：汚水処理人口普及率 基準：82% 目標：85%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>(1)下水道・生活排水 市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、串木野地域の市街地を中心に公共下水道の整備を進め、また、戸崎・崎野地区においては漁業集落排水施設を整備してきています。さらに、その他の地区においても合併処理浄化槽の設置が進み、公衆衛生の向上のみならず公共用水域の水質改善が進んでいます。</p> <p>今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るためには、下水道事業区域内の水洗化率の向上と、単独処理浄化槽、くみ取便槽から合併処理浄化槽への設置替えの促進を図る必要があります。</p> <p>また、下水道事業を継続するため、事業経営の健全化を図る必要があります。</p> <p>(2)し尿処理の充実 し尿処理施設は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されており、現施設は運用開始から22年が経過しています。</p> <p>し尿及び浄化槽清掃汚泥の効率的、安全、安定した処理はもちろんのこと、施設の長寿命化も必要となっています。</p>	<p>(1)下水道・生活排水 河川や海の生態系にも配慮しながら、公共用水域の水質保全に努め、市民の快適な生活環境を確保するため、下水道や合併処理浄化槽の普及を図ります。</p> <p>①公共下水道事業は、施設のストックマネジメント計画の実施、水洗化率の向上と事業経営の健全化を図ります。</p> <p>②漁業集落排水事業は、管理組合と連携し、水洗化率の向上と事業経営の健全化を図ります。</p> <p>③下水道事業区域外は、合併処理浄化槽の設置を促進し、単独処理浄化槽、くみ取便槽から合併処理浄化槽への設置替えを促進します。</p> <p>(2)し尿処理の充実 し尿処理施設の適正な管理運営に努め、長寿命化を図ります。</p>	<p>(1)下水道・生活排水 ①公共下水道事業 ・施設（処理場・管路）のストックマネジメント計画の実施 ・水洗化率の向上 ・経営健全化の推進と下水道料金の適正化 ②漁業集落排水事業 ・水洗化率の向上 ・経営健全化の推進と下水道料金の適正化 ③合併処理浄化槽設置の促進 ・合併処理浄化槽への設置替えに対する支援</p> <p>(2)し尿処理の充実 ①し尿処理施設の適正な管理運営 ②し尿処理施設の長寿命化計画の策定・実施</p>

【公共下水道事業の概要】

事業認可	昭和62年1月28日		
供用開始	平成5年3月31日		
全体計画区域	340ha		
事業認可区域	340ha		
計画人口	9,100人	事業認可	
排除方式	分流式		
整備状況	整備面積	324.46ha	
	整備率	95.4%	整備面積÷事業認可区域
	処理区域内人口	9,970人	
	普及率	37.0%	処理区域内人口÷人口(26,982人)
	水洗化人口	9,222人	
	水洗化率	92.5%	水洗化人口÷処理区域内人口

【戸崎漁業集落排水事業の概要】

事業認可	平成6年度		
供用開始	平成16年4月1日		
計画集落人口	423人		
整備状況	整備世帯数	144世帯	
	処理区域内人口	285人	
	普及率	1.1%	処理区域内人口÷人口(26,982人)
	水洗化人口	250人	
	水洗化率	87.7%	水洗化人口÷処理区域内人口

【合併処理浄化槽の整備概要】

住宅用合併処理浄化槽設置済人口	11,675人	
普及率	43.3%	処理区域内人口÷人口(26,982人)

(整備状況は、令和2年度末現在)

5) 住環境の整備

目標値	指標：空き家バンクの契約件数 基準：20戸 目標：40戸	
	指標：公営住宅長寿命化整備状況 基準：109戸 目標：161戸	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は、豊かな自然環境を有し、南九州西回り自動車道の2つのインターチェンジ、さらに鉄道では市内に3駅を有する恵まれた交通アクセスを生かし、ウッドタウン団地、小城団地等の住宅団地や総合運動公園が整備されています。</p> <p>これらの恵まれた資源・交通アクセスを生かし、民間活力の導入による神村学園前駅東側の開発促進や増加している空き家の対策を進めながら、個性豊かで魅力的な住環境の整備が求められています。</p>	<p>自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力の導入による優良宅地の適正な開発に努めます。あわせて、公園・緑地については、防災面を考慮しつつ、水や緑などの資源を活用しながら、市民の憩い・健康増進の場となるように整備を進めます。</p> <p>また、増加している空き家等の実態調査結果を踏まえ、空き家バンク制度を活用した利用促進を図りながら、住環境の向上に努めます。</p>	<p>(1) 計画的な土地利用の推進 ①各種計画に基づく適正な土地利用の促進</p> <p>(2) 公営住宅の整備推進</p> <p>(3) 公園・緑地の整備</p> <p>(4) がけ地近接等危険住宅移転の促進</p> <p>(5) 空き家の有効活用 ①空き家流通促進体制の構築</p>

6) 火葬場・墓地の適正な管理

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>火葬場は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されており、平成30年度に火葬炉の入替等を行うなど施設の長寿命化を図っています。</p> <p>墓地には、市有墓地2箇所と、地域住民が自ら管理する共同墓地並びに宗教法人等が経営する墓地があります。</p> <p>市有墓地は、墓参者の利便性の向上を図るため、施設改良等の環境整備を進める必要があります。</p> <p>今後は、家族形態の変化に伴い墓地の有り方についても検討が必要となってきています。</p> <p>また、市内に点在する共同墓地に対しては、環境整備や災害復旧工事等に対する助成等を行っています。</p>	<p>(1) 火葬場については、引き続き適切な管理運営に努めます。</p> <p>(2) 墓参者の利便性の向上を図るため、市有墓地の施設の改善や環境整備に努めます。また、墓地の有り方についての検討を進めます。</p> <p>(3) 共同墓地の環境整備の促進に努めます。</p>	<p>(1) 火葬場の適正な管理運営</p> <p>(2) 墓地の環境整備の推進 ①市有墓地の歩道、水道、街灯、駐車場等施設整備の推進 ②墓地の有り方の検討</p> <p>(3) 共同墓地の環境整備の促進</p>

7) 消防・防災の充実

7)-1 消防

目 標 値	指標：普通救命講習等受講者数 基準：636人（R2） 目標：5,000人（5年間累計）	
	指標：住宅用火災警報器設置普及率 基準：91.1% 目標：100%	
	指標：消防団員の充足率 基準：条例定数の85.2% 目標：条例定数の90%超	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市における常備消防は、1本部、1消防署、1分遣所に職員48名体制で組織し、ポンプ車、救助工作車、はしご車、化学車、高規格救急車等を配備しています。</p> <p>また消防団は、団本部、12分団、定数297名で組織され、各分団にポンプ車、小型ポンプ等を配備しています。</p> <p>今後は、高齢化社会における救急需要や多種多様な災害や事故に対応するため、職員の知識・技術の向上とともに消防施設等の整備や消防団員の確保による消防力の充実強化が必要となります。</p> <p>また、国による消防広域化の推進への対応も課題となっています。</p>	<p>火災等の災害から市民の生命・財産を守り、安心・安全を確保するため、防火・防災・減災思想の普及啓発に努めます。</p> <p>地下石油備蓄基地等の自衛消防体制の充実・育成を図るとともに、防災訓練の実施や消防施設等の整備、消防団員の確保により、総合的な消防力の充実強化を図ります。</p> <p>また、消防業務の高度化に対応し、消防広域化の検討に取り組みます。</p>	<p>(1) 予防行政の充実 ①防火対象物の消防用設備等の維持管理の強化 ②防火管理体制の強化 ③住宅用火災警報器の普及促進</p> <p>(2) 危険物行政の充実 ①鹿児島県石油コンビナート等防災訓練等の実施 ②危険物施設の定期点検及び立入検査の強化</p> <p>(3) 救急業務の充実 ①救急救命士及び指導救命士の養成 ②普通救命講習会等の実施</p> <p>(4) 消防施設等の整備 ①消防車両・資機材・消防水利の整備</p> <p>(5) 消防職員・団員の教育訓練の充実 ①基礎的及び専門的な教育訓</p>



		練・研修 (6) 消防団員の確保及び組織の見直し ①消防団員の加入促進 ②分団組織の見直し (7) 消防広域化の検討
--	--	--

【消防職員・消防施設・装備の状況】

(令和3年4月現在)

消防署	職員	48人
	水槽付消防ポンプ自動車	1台
	消防ポンプ自動車	2台
	化学消防自動車	1台
	梯子付消防自動車	1台
	救助工作車	1台
	高規格救急車	3台
	指揮車	1台
	軽積載車	2台
	支援車	1台
	広報車	1台

消防団	分団数	12分団
	団員数	253人
	消防ポンプ自動車	12台
	小型ポンプ積載車	4台
	指揮連絡車	1台
	小型動力ポンプ	14台

消火栓	547箇所
防火水槽	300箇所

7)-2 防災

目標値	指標：防災教室受講者数	基準：550人／年	目標：700人／年
	指標：防災メールサービス登録者数	基準：773件	目標：900件
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市は、台風、高潮等による災害が発生しやすい状況にあります。また、串木野国家石油備蓄基地が石油コンビナート等特別防災区域として指定されるとともに、本市は川内原子力発電所の隣接市でもあります。</p> <p>平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、また近年では線状降水帯の発生などにより、毎年のように全国で大雨による大規模災害が発生していることを踏まえ、きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと災害に強いまちをつくる基盤整備が極めて重要な課題となっています。</p> <p>「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自主防災組織と地域防災体制の確立が必要です。</p> <p>基盤整備においては、河川改修、急傾斜地対策、海岸保全事業などを行っているもの</p>	<p>災害に強いまちづくりを進めるため、「いちき串木野市地域防災計画」に基づく防災対策の充実に努めます。</p> <p>(1) 防災意識の啓発 防災ハザードマップ等の活用や、市総合防災訓練の定期的な実施により、防災意識の高揚に努めます。</p> <p>(2) 防災体制の整備 市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るため、自主防災組織の育成に努め、災害時要配慮者の支援や災害の未然防止など地域ぐるみの防災活動を促進します。</p> <p>(3) 防災基盤の整備 がけ崩れ、土石流等の災害危険箇所の的確な把握に努め、危険箇所の解消に努めます。 海岸線の高潮対策については、防災対策工事の促進を図ります。 また、防災施設の整備を進めます。</p> <p>(4) 危険住宅の対策</p>	<p>(1) 防災意識の啓発 ①防災ハザードマップ等の活用 ②市総合防災訓練の実施</p> <p>(2) 防災体制の整備 ①自主防災組織の育成 ②災害時要配慮者支援制度の充実</p> <p>(3) 防災基盤の整備 ①急傾斜地の保全 ②土石流危険箇所の保全 ③治山事業の推進 ④河川改修事業の促進 ⑤防災ダムの機能充実 ⑥災害に強い海岸線の保全 ⑦防災施設の整備</p> <p>(4) 危険住宅の対策</p>	

の、まだ災害発生の恐れがある危険箇所や河川等もあり、これらの安全対策・整備充実をさらに進めるとともに、効果的な災害情報伝達に努める必要があります。



低地帯の浸水防止対策やがけ地付近の危険住宅の移転を促進します。

空き家で危険廃屋と認定された住宅については、解体撤去を促進します。

(5) 情報通信体制の整備

様々な情報伝達技術を利用し、市民への迅速な情報伝達及び初動体制等応急体制の確立を図ります。

(6) 原子力防災対策の充実

川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水影響調査結果に関する情報を広く市民に提供するとともに、異常事象が生じた場合には、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の多様な情報媒体を活用して正確で迅速な情報提供を行います。

また、防災訓練等を通じて課題を抽出し、原子力防災計画を見直していくとともに、国・県・市一体となった原子力防災対策を講じます。

(7) 国民保護計画の推進

国民保護計画が対象とする事態に対し、平素からの備えに努めます。

(8) 強靱化地域計画の推進

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを推進します。

- ① 常時浸水危険住宅の移転等事業の促進
- ② がけ地近接等危険住宅の移転促進
- ③ 危険廃屋解体撤去の促進

(5) 情報通信体制の整備

- ① 防災行政無線の整備充実
- ② 防災メール等の活用

(6) 原子力防災対策の充実

- ① 情報収集・連絡体制の強化
- ② 原子力防災計画の見直し
- ③ 避難計画と避難所等の充実
- ④ 国・県と一体となった原子力防災訓練の実施

(7) 国民保護計画の推進


- ① 物資及び資材の備蓄、整備
- ② 国民保護に関する広報・啓発

(8) 強靱化地域計画の推進

- ① 推進方針に基づく各対策の推進等

8) 交通安全の充実

目 標 値	指標：交通安全教室参加者数 基準：1,800人/年 目標：2,000人/年	
	指標：交通事故発生件数 基準：63件/年 目標：60件/年	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市での交通事故発生件数は減少傾向ではありますが、高齢者の事故が増えており、また、子どもが関係する事故も依然として発生しています。</p> <p>交通安全市民運動推進協議会を中心に、市民総ぐるみの交通安全運動を推進しながら、交通安全意識の高揚に努め、道路環</p>	<p>(1) 交通安全施設の整備</p> <p>公安委員会、警察署、国、県等関係機関と協力しながら交通安全施設の整備に努めます。</p>	<p>(1) 交通安全施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通学路の安全対策 ② 歩道の設置改良（バリアフリー※化を含む） ③ 視距改良（見通しを良くする） ④ 照明灯の設置 ⑤ 踏切道の改良 ⑥ 信号機・交通標識の整備

<p>境の整備、歩道の設置、スクールゾーン※やゾーン30※の設定その他交通安全施設の充実に努めています。</p> <p>今後も、交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全で快適な生活環境を守るため、交通安全施設の整備や効果的な交通規制等を実施し、高齢者をはじめ運転者・歩行者等それぞれの円滑な通行が保障される総合安全対策を推進する必要があります。</p> 	<p>(2) 交通安全市民運動の推進と交通規制の強化</p> <p>市民と行政機関とが一体となった交通安全市民運動推進協議会や交通安全協会等を推進母体とし交通安全母の会等の協力を得て、交通安全指導の充実、広報活動による交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めます。</p> <p>また、交通規制については、道路環境にあった規制の実施を基本に、市街地における車両のスピード制限、駐車禁止などの交通規制の強化に努めます。</p> <p>(3) 子ども・高齢者・障がい者等への対応</p> <p>子ども・高齢者・障がい者等に配慮した交通安全施設の整備を行うほか、参加体験型を含めた交通安全教育を行います。</p>	<p>(2) 交通安全市民運動の推進と交通規制の強化</p> <p>①関係団体と一体となった交通安全の啓発 ②幼児・児童・生徒に対する交通安全教育及び街頭指導の実施 ③交通安全教室の開催 ④交通規制の強化</p> <p>(3) 子ども・高齢者・障がい者等への対応</p> <p>①ユニバーサルデザイン※の推進 ②参加体験型交通安全教育の実施</p>
--	--	--

9) 防犯対策の強化

<p>目 標 値</p>	<p>指標：防犯関係啓発教室・訓練等実施回数 基準：17回 目標：25回 指標：防犯灯LEDへの変更件数 基準：210件/年 目標：240件/年</p>	
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>市民が安全で安心して暮らすには、市民相互の連帯感を高め、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに市民一人一人が防犯意識を高めていくことが必要です。</p> <p>本市では、「安全・安心まちづくり条例」を制定し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に努めています。</p> <p>これまで各地区の防犯団体等を支援するとともに、その育成強化を図り、防犯思想の普及・啓発を進めてきています。</p> <p>また、明るく安全な地域づくりを目指して、自治公民館等に対し、防犯灯設置費の補助を実施しています。</p>	<p>防犯に対する意識の高揚を図るため、関係機関と連携協力して広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めます。また、防犯灯等の整備充実を促進します。</p> 	<p>(1) 防犯思想の普及・啓発 (2) 防犯団体の育成、関係機関との協力 (3) 防犯灯設置の支援</p>

※ **バリアフリー**…社会のなかに存在する障害（バリア）を取り除くこと。例えば、歩道の段差解消など。
 ※ **スクールゾーン**…学校、幼稚園を中心に、その登下校時に通学・通園道路の交通制限を行うゾーン。
 ※ **ゾーン30**…自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その区域での車の最高速度を時速30キロに制限する交通規制。
 ※ **ユニバーサルデザイン**…障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

10) 消費生活の充実

目 標 値	指標：啓発活動（出前講座等） 基準：6回 目標：10回	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>近年の経済社会の高度化・複雑化を背景に消費者を取り巻く環境も急速に変化してきています。</p> <p>情報化社会の進展等により、消費者の選択肢は格段に広がる反面、事業者と消費者との間のトラブルは増加の一途をたどっています。</p> <p>携帯電話やインターネットによる有料サイトの使用料の架空請求、消費者金融・クレジットなどの融資サービス、健康食品や住宅リフォーム等にかかるトラブル相談が多い状況です。</p> <p>このように、複雑化、悪質・巧妙化する消費者トラブルに対応するには、事業者と対等な立場で交渉することが困難な消費者の利益を擁護するため、引き続き相談体制の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>あわせて、消費者が自主的かつ合理的な判断を行い、消費者被害等を未然に防止するための年齢層に対応した消費者教育・啓発の充実を図るとともに、高年齢者の相談割合が多い傾向にあることから、被害防止のため地域で見守る体制作りを推進する必要があります。</p> <p>また、循環型社会形成のため、環境に配慮した消費生活行動を推進する必要があります。</p>	<p>消費者の「生命」「安全」「権利」「財産」を守るための取組を国、県、国民生活センターなどと連携して推進し、消費者被害の防止に努めます。</p> <p>消費者からの各種相談に対応できる体制を充実するとともに、消費者トラブルの未然防止のため、県消費生活センター等各種機関と連携を取り合いながら、消費者情報の的確な提供に努めます。</p> <p>さらに、循環型社会の形成を目指し、環境に配慮した消費生活行動を支援していきます。</p>	<p>(1)消費生活センター機能強化 (2)消費者への啓発活動の推進 (3)専門家・警察等との連携強化 (4)相談員等の人材育成 (5)環境に配慮した消費生活の推進</p>

11) エネルギー対策の推進

目 標 値	指標：(株)いちき串木野電力契約件数 基準：1,100件 目標：2,000件	
目 標 値	指標：再生可能エネルギー比率 基準：14.0%(2020年度) 目標：23.2%(2027年度)	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>エネルギー資源の乏しい我が国では、化石燃料に大きく依存しており、国際情勢などに影響されて安定的なエネルギーの確保が大きな課題となっている一方、温室効果ガス排出</p>	<p>再生可能エネルギー導入を促進し、エネルギーの地産地消による産業の活性化や災害に強く、環境負荷の少ない持続可能なまちを目指す、「環境維新のまちづくり」を進めます。</p>	

<p>量の増大などによる地球温暖化が一因とみられる異常気象が世界各地で発生するなど、気候変動も国際社会が取り組むべきグローバルな課題となっています。</p> <p>このような中、国ではエネルギー基本計画において、2050年度カーボンニュートラル※実現、2030年度までにCO₂排出量46%削減という目標を掲げ、電源構成のうち再生可能エネルギーの割合を36～38%とし主力電源化を徹底することとしています。</p> <p>本市においても、平成29年度に策定した「地域創生エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギーの導入促進を進めています。現在、民間事業者による木質バイオマス発電や風力発電事業などの再生可能エネルギーの導入が計画されており、これらを地域の活性化につなげていくことが重要となっています。</p> <p>併せて、本市が出資している(株)いちき串木野電力を核として、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーマネジメントを実施しながら、エネルギーの地産地消による地域経済循環を図り、更なる「環境維新のまちづくり」を進めることが必要です。</p>	<p>(1) 新エネルギーの導入 木質バイオマス発電・風力発電などの再生可能エネルギー導入を促進し、工業団地や農林水産業などと連携し、新たな産業の創出・雇用の確保などを図ります。</p> <p>(2) 地域電力会社の運営 公共施設・事業所・一般家庭へ低廉な電力を供給するとともに、収益の一部を活用した生活支援等の地域サービス提供を進めます。また、電源構成に占めるFIT※電源（再生可能エネルギー）比率を増やし、環境負荷の少ない地域新電力を目指します。</p> <p>(3) エネルギーの地域内循環 卒FIT電源を活用したエネルギーの地産地消をはじめ、分散型エネルギーマネジメントシステムの導入を促進します。</p> <p>(4) 広報・普及啓発活動 国のエネルギー政策の適切な広報活動及び環境・エネルギーに係る普及啓発活動を行います。</p>	<p>(1) 新エネルギーの導入 ①木質バイオマス発電・風力（陸上・洋上）発電などの新エネルギー導入支援</p> <p>(2) 地域電力会社の運営 ①安価な電源確保と電力の安定供給 ②新たな市民還元サービスの提供 ③再生可能エネルギーの電源構成比率の増加</p> <p>(3) エネルギーの地域内循環 ①地域新電力における卒FIT電源の活用検討 ②分散型エネルギーマネジメントシステム※の導入検討 ③公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入検討</p> <p>(4) 広報・普及啓発活動 ①環境・エネルギーに係る広報・普及啓発活動の充実 ②「環境維新のまちづくり」に向けた住民参加の促進</p>
---	---	---



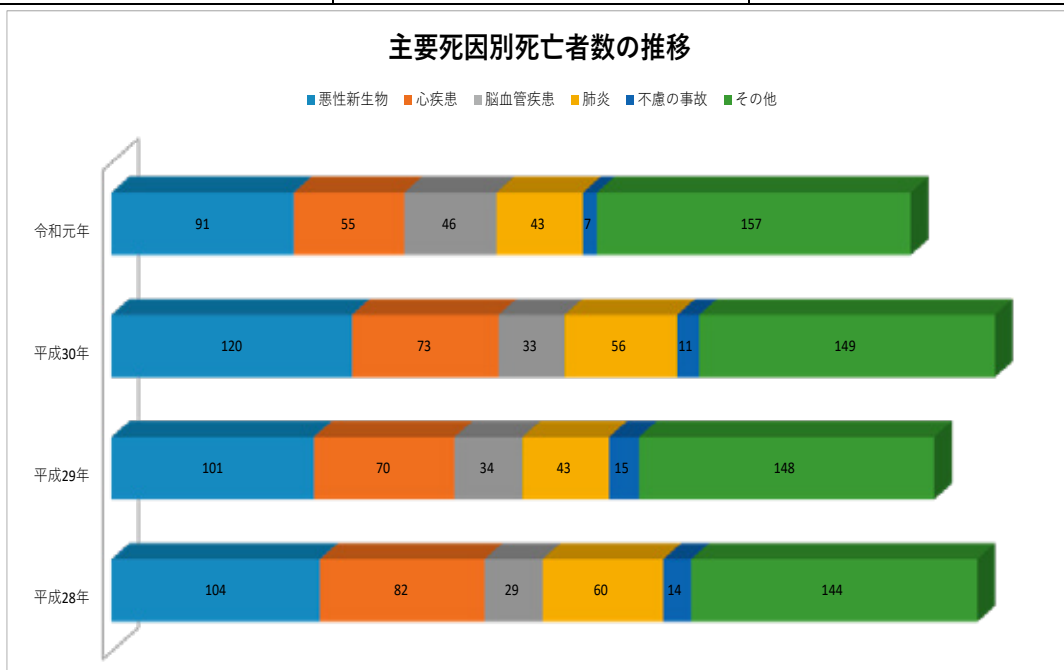
- ※ **カーボンニュートラル**…二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林・森林管理等による吸収量及び温室効果ガスの回収・貯留等による除去量を差し引いて、実質ゼロにすること。
- ※ **FIT**…Feed-in Tariffの略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電といった再生可能エネルギーによる発電の普及を目的とした制度で、2012年に制定された。（前身の住宅用太陽光発電余剰価格買取制度は2009年に開始。）
- ※ **エネルギーマネジメントシステム**…情報通信技術を活用して、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギーの使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステム。

第2節 保健医療福祉

1) 健康づくりの推進

目 標 値	指標：がん検診受診率（肺） 基準：14.7% 目標：県基準 40%	
	指標：乳幼児期の予防接種率 基準：100% 目標：100%	
	指標：乳幼児健診受診率 基準：99.6% 目標：100%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>(1) 母子保健事業の充実 本市の合計特殊出生率は直近の平成25年から平成29年の値で1.56であり、令和2年の出生数は144人で年々減少傾向にあります。こうした中、本市では子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠・出産・育児及び母子保健に対する一貫した保健サービスの提供を実施しています。</p> <p>また、少子化や家族形態の複雑・多様化等を背景として、子育てに関する悩みや不安は増加傾向にあります。妊娠から子育てまで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを中心に、様々な悩みについて相談支援体制づくりに努めるとともに、関係機関との情報共有を図り、母子保健の充実を図る必要があります。</p> <p>(2) 感染症対策 新型コロナウイルス感染症の発生は、市民の生活に大きな変化をもたらした身体的社会的影響をもたらしました。</p> <p>本市においても、正しい知識の普及啓発と基本的な感染防止対策の徹底を図るよう努めています。今後は、予防接種の接種率を向上させ様々な感染症の蔓延防止に取り組んでいく必要があります。</p> <p>(3) 健康増進事業の充実 本市の死亡原因疾患は、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占め、平成26年～30年のSMR（標準化死亡比）においても、生活習慣病が起因と思われる腎不全の死亡率が極めて高く糖尿病や急性心筋梗塞、脳血管疾患も</p>	<p>(1) 母子保健事業の充実 全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つまちを目指し、妊娠期から子育て期における家族の不安や悩みに寄り添い、切れ目のない子育て支援について関係機関と連携し、母子保健の充実を推進します。</p> <p>(2) 感染症対策 感染症に関する情報の提供と正しい知識の普及に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策も含め国・県と連携を密にし、感染症危機管理体制の充実に努めます。</p> <p>また、各種予防接種や結核検診を実施するとともに、特に、接種時期や回数が複雑化している子どもの予防接種サポート体制を充実することで受診率向上に努めます。</p> <p>(3) 健康増進事業の充実 受診しやすい環境に配慮した各種健診等を実施することで受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療を図ります。</p> <p>また、生活習慣に関する正しい知識の普及を図り、重症化予防に重点をおいた健康づくりを促進し、健康寿命の延伸を目</p>	<p>(1) 母子保健事業の充実 ①安心して妊娠、出産ができるための対策 ・妊婦産婦健康診査 ・未熟児養育医療費の助成 ・産前産後サポート事業 ・産後ケア事業 ②子どもが健やかに育つための対策・乳幼児健診 ・乳幼児健康診査 ・歯科保健事業（検診及びフッ化物洗口事業） ・おやこ・離乳食教室等 ・巡回支援（保育園・幼稚園） ・養育支援訪問事業 等 ③地域ぐるみの母と子の対策 ・母子保健推進員活動の推進 ④思春期の健康対策 ・学校保健会との連携</p> <p>(2) 感染症対策 ①感染症予防に関する情報の提供 ②感染症危機管理体制の充実 ③各種予防接種の実施 ④結核検診の実施 ⑤子育て支援モバイルの運用</p> <p>(3) 健康増進事業の充実 ①健康教育・健康相談の充実 ②その他各種健康診査の実施及び受診しやすい環境づくり ③訪問指導の充実 ④個別保健指導の充実</p>

<p>全国と比較して高い傾向にあります。</p> <p>また、本市国民健康保険の医療費分析によると、高額となる原因として、糖尿病からの合併症である心疾患・脳血管疾患が多い状況です。</p> <p>このため、糖尿病・COPD（慢性閉塞性肺疾患）・CKD（慢性腎臓病）などに重点をおいた生活習慣病の発症予防と重症化予防対策に取り組む必要があります。</p> <p>(4)健康なまちづくりの推進</p> <p>本市の高齢化率は38.0%（令和3年4月1日現在）を超え、高齢化に伴う生活習慣病及びこれらに起因する認知症・寝たきり等の要介護高齢者の増加により、医療費が高い状況にあり、今後もその傾向が続くと見込まれます。</p> <p>このような中、市民の一人一人が健康に関心をもち、乳幼児から高齢者まで、年代に応じた望ましい生活習慣を定着させるとともに、地域における健康づくりを推進することが求められています。</p> <p>また、ストレスの多い現代社会では、だれもが心の健康を損なう可能性があり、心の健康づくりを推進していく必要があります。</p>	<p>指します。</p> <p>(4)健康なまちづくりの推進</p> <p>市民の健康増進を推進するためには、市民一人一人が健康に関心をもち、それぞれの年代に応じた望ましい生活習慣を定着させていくことが基本ですが、地域の関係機関・団体等が連携して社会全体で健康づくりを推進していくことも重要であることから、本市の「健康増進計画」「食育推進計画」「子ども・子育て推進計画」を推進するとともに、地域における健康づくりの取組を支援します。</p>	<p>(4)健康なまちづくりの推進</p> <p>①「健康増進計画」「食育推進計画」「子ども・子育て推進計画」「いのち支える自殺対策計画」の推進</p> <p>②食生活改善推進事業の実施</p> <p>③健康地域づくり推進員等の研修並びに育成</p> <p>④健康なまちづくり推進協議会、食育推進委員会並びに生活習慣病予防専門部会の開催</p> <p>⑤地域における健康づくりの取組への支援</p> <p>⑥こころの健康づくりの推進（うつ・自殺対策）</p>
--	---	--



2) 地域医療体制の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>市医師会などの協力を得て、安定的な医療供給及び休日の一次救急医療体制を確保しており、二次救急医療についても、他市を含め広域的な疾病・事業別の医療連携体制を確保しています。</p> <p>今後は、更なる主治医制度の推進を図るとともに、適正な救急医療受診の啓発にも努める必要があります。</p>	<p>いつでも迅速で質の高い医療サービスを受けることができるように、関係機関と連携して救急医療体制の確保・維持に努めます。</p>	<p>(1) 一次救急医療体制の確保 ①日曜祝日在宅当番医制事業の実施</p> <p>(2) 二次救急医療体制の確保 ①病院群輪番制病院運営事業の実施 ②共同利用型病院運営事業の実施 ③ドクターヘリの適切な活用</p> <p>(3) 適正な救急医療利用のための周知 ①広報紙による啓発</p> <p>(4) 主治医制度の普及啓発</p>

3) 子育て支援体制の充実

目 標 値	指標：ファミリー・サポートセンター提供会員数 基準：20人 目標：50人 指標：保育園待機児童数 基準：0人 目標：0人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の合計特殊出生率は、平成20～24年の1.55から平成25～29年には1.56と上昇していますが、人口を維持していくのに必要な人口置換水準*2.07を下回り、依然として人口減少が続いています。</p> <p>少子化が進む中、本市では独自に未来の宝子育て支援制度のほか、定住促進住宅等を整備し子育て世帯の定住化を促進するとともに、子ども医療費を中学校卒業時まで無料化するなど、医療費や育児に係る負担軽減を図り、少子化対策に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、共働き世帯の増加や家族形態の変化に伴い、様々なニーズが生まれるとともに、乳児や児童への虐待などが顕在化しており、関係機関の連携による対応が求められています。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、児童虐待防止に関する正しい知識と理解の啓発並びに関係機関の連携による情報の共有化などにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進 ①延長保育事業 ②放課後児童健全育成事業 ③子育て短期支援事業 ④地域子育て支援拠点事業 ⑤一時預かり事業 ⑥病児・病後児保育事業 ⑦ファミリーサポートセンター事業</p> <p>(2) 各種助成制度の実施 ①未来の宝子育て支援金制度 ②子ども医療費助成事業 ③児童手当等 ④児童扶養手当</p> <p>(3) 児童虐待防止、相談体制の強化 ①家庭児童・母子相談員、家庭教育支援員、関係機関の連携の強化と情報の共有化</p> <p>(4) 家庭教育の充実 ①相談体制の充実</p> <p>(5) 児童福祉施設の充実 ①保育所等の施設整備</p>



4) 高齢者福祉の充実

目 標 値	指標：高齢者クラブ数 基準：50クラブ 目標：52クラブ	
現況と課題	基本的方向	主要施策

※ 人口置換水準…人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

<p>令和3年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は10,257人で、高齢化率は38.0%です。今後も高い水準で推移することが見込まれます。</p> <p>多くの高齢者が、住み慣れた環境での継続した生活を望んでおり、高齢者をはじめ市民の誰もが地域社会の担い手としてお互いに支え合い、安心して生活できるよう地域での体制づくりが必要です。</p> <p>特に高齢者の一人暮らし、高齢者だけの世帯が増加しているほか、身寄りのない方や親族があっても支援が受けられない方も増加しているため、地域での見守りや緊急時の支援体制の確保、権利擁護のための支援も求められています。</p> <p>また、人口減少が進行する中では高齢者の活躍が求められており、就労促進や生きがいを支援し、積極的な社会参加につなげていくことも重要です。</p>	<p>健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」を目指すため、地域包括ケアシステムの構築を推進し、保健・医療・福祉の各分野にわたり、行政・関係機関・地域等との連携や情報共有を進めるとともに持続可能な制度とするため各種施策を見直しながら推進します。</p> <p>相談や見守り体制、介護者への支援を図り、権利擁護や虐待防止対策の推進を図ります。</p> <p>また、高齢者の就労や多様な社会活動を推進し、地域社会を構成する重要な一員として、健やかで生きがいのある生活を送れるような環境づくりを進めます。</p>	<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築、推進</p> <p>(2) 在宅高齢者福祉サービスの推進</p> <p>(3) 高齢者の生きがいと社会参加の促進</p> <p>① 高齢者クラブ等の運営・活動支援</p> <p>② 元気度アップポイント事業</p> <p>③ シルバー人材センター等の就業機会の拡大</p> <p>(4) 高齢者にやさしいまちづくりの推進</p> <p>① 公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>(5) 保健・医療・福祉情報ネットワークの充実</p> <p>① 行政、医療・福祉機関等の連携推進</p> <p>② 在宅福祉アドバイザーの活動支援</p> <p>③ 生活支援コーディネーターの活用</p> <p>(6) 高齢者虐待防止対策の充実</p>
--	---	--

5) 社会保障の充実

<p>目 標 値</p>	<p>指標：特定健診受診率 基準：57.4%</p>	<p>目標：70%</p>
	<p>指標：長寿健診受診率 基準：25.9%</p>	<p>目標：30%</p>
	<p>指標：ころばん体操実施公民館数 基準：111公民館</p>	<p>目標：現状維持</p>
	<p>指標：要介護認定率 基準：18.5%</p>	<p>目標：県平均以下</p>
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>(1) 国民健康保険</p> <p>令和2年度末における本市の国民健康保険は、市民の21.7%が加入し、被保険者数は5,864人です。</p> <p>そのうち65歳以上が57.7%と高齢化が進んでいることから、医療費水準が高くなりがちで、若年層に比べ所得水準が低くなりがちな構造となっています。</p> <p>世帯数では、3,931世帯が加入し、市全体の29.9%となっています。</p> <p>また、一人当たりの医療費は、令和元年度において574,947円で、県平均458,363円より116,584円高く、平成18年度から県内1位又は2位とい</p>	<p>(1) 国民健康保険</p> <p>本市は、高医療費市町村から脱却するため「いちき串木野市健康増進計画」に基づく市民主体の健康づくりを支援するとともに、保健事業の推進及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上や生活習慣病の重症化予防対策の強化、ジェネリック医薬品の利用促進により、医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。</p> <p>さらに、収納対策として、国民健康保険制度における負担と給付の関係について広報啓発を行い、収納率向上特別対策事業を活用し収納率の向上を図ります。</p>	<p>(1) 国民健康保険</p> <p>① 医療費の実態、適正受診、健康づくり等についての広報啓発</p> <p>② 国保ヘルスアップ事業等の保健事業の実施</p> <p>③ ジェネリック医薬品の利用促進</p> <p>④ 収納率向上特別対策事業の実施</p> <p>⑤ 特定健康診査・特定保健指導の実施</p>

<p>う高水準にあり、その要因の一つとして、生活習慣病が重症化する人が多いことが指摘されています。</p> <p>医療保険制度改革により、平成30年度から県が国保財政運営の主体となっていますが、保健事業等を通じて市民の健康寿命の延伸を図るとともに、適切な受診を促すことにより医療費の抑制に取り組み、健全な国保財政を保つ必要があります。</p> <p>特に、特定健康診査等基本指針に基づく受診率は、平成30年度に62.3%となりましたが、今後さらなる向上を目指す必要があります。</p> <p>(2)後期高齢者医療</p> <p>令和2年度末の後期高齢者医療被保険者は5,436人となっており、運営は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行っています。</p> <p>制度の安定的な運営のため、引き続き、広域連合と連携を図る必要があります。</p> <p>(3)介護保険</p> <p>令和2年度末における要介護（支援）者数は1,938人です。</p> <p>65歳以上の人口に占める認定率は18.7%（県平均19.5%）となっており、全国平均の18.6%を上回っています。</p> <p>今後、要介護（支援）者数は、増加が見込まれるため給付適正化に努め、過不足ない介護サービス提供が図られるよう安定的かつ適切な介護保険運営に努める必要があります。</p> <p>また、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる機能強化が求められています。</p> <p>このため関係機関との連携を強化し、地域支援事業の各種事業の充実を図ります。</p> <p>また、介護人材不足に対応するため、市民ボランティアによる生活支援の体制整備のほか、県等と連携した推進を図る必要があります。</p>	<p>(2)後期高齢者医療</p> <p>長寿健診や人間ドック助成等の保健事業を実施するとともに、広域連合と連携を図り、保健師等による重複頻回受診指導や医療費通知などを行うことにより医療費の適正化に努めます。</p> <p>(3)介護保険</p> <p>介護保険事業計画に基づき、適正な事業運営を推進します。</p> <p>介護サービスの利用の増加等に伴う介護給付費の増大を抑制するため、主体となる地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防事業や要支援者等に対し重度化しないよう効果的な事業の推進を図ります。</p> <p>また、介護施設サービスの入所待機者や認知症・軽度認知障害の増加が見込まれる現状も踏まえ、在宅サービスへの移行の円滑化や在宅サービスの質の向上等を図るとともに、地域や医療をはじめとした関係機関と連携し出来る限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすため在宅生活を見守り・支援する体制の構築、推進を図ります。</p> <p>介護人材の確保について県や関係機関等と連携を推進します。</p>	<p>(2)後期高齢者医療</p> <p>①医療費適正化の推進 ②人間ドックや長寿健診などの保健事業の実施</p> <p>(3)介護保険</p> <p>①給付費の実態、適正利用、介護予防や制度についての広報啓発 ②給付適正化の推進 ③ころばん体操等を活用した一般介護予防の推進 ④介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ⑤包括的支援事業の推進 ・在宅医療・介護連携 ・認知症施策 ・地域ケア会議 ・生活支援体制整備 ⑥総合相談、権利擁護事業の推進</p>
---	---	--

<p>(4) 国民年金 近年、急速な少子高齢化が進む中、年金制度への不安感を原因として保険料の未納者が増加傾向にあります。 そのため、市民の制度に対する正しい理解を一層深め、長期的な視野での年金制度について周知を図る必要があります。</p>	<p>(4) 国民年金 市民の高齢・障害・死亡時の生活保障の柱となる年金制度に対する理解を高め、年金保険料納入困難者への免除申請の促進並びに年金制度の周知・啓発を図ります。</p>	<p>(4) 国民年金 ①年金制度の周知及び啓発活動の推進 ②年金窓口業務の円滑化</p>
---	---	--

【国民健康保険の状況】

(単位:千円・人)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療費	3,573,717	3,436,865	3,411,602	3,504,305
被保険者数	7,049	6,680	6,358	6,095
1人当たり医療費	507	515	537	575
1人当たり医療費(県平均)	419	430	442	458

【介護保険の状況】

(単位:千円・人)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付額	3,198,984	3,210,442	3,286,837	3,357,917
要介護(要支援)認定者数	1,914	1,915	1,924	1,949
1人当たり給付額	1,671	1,676	1,708	1,723
1人当たり給付額(県平均)	1,519	1,537	1,532	1,570

6) 障がい者(児)福祉の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の令和3年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は1,806人、療育手帳所持者は336人、精神障害者保健福祉手帳所持者は324人です。</p> <p>すべての市民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていくためには、誰もが安心して生活できる地域づくりや障害福祉サービスのさらなる充実、雇用の場を拡大することなどが課題となっています。</p> <p>平成30年4月施行の改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法に基づき、障がい者が自ら望む地域で生活できるように生活と就労への支援の充実、高齢障がい者の円滑な介護サービス利用、障がいのある子ども</p>	<p>障害者計画・障害福祉計画に基づき、障がい者の望む地域生活の支援として、障がい者の社会参画に向けた施策等のより一層の推進を図るとともに、障がい者等基幹相談支援センター※を中心とした相談窓口の充実や就労支援の取組等を強化します。</p> <p>また、障がい児支援のニーズの多様化への細やかな対応については、関係機関と連携した障害の早期発見や療育支援のほか、障がい児やその家族等への一貫した支援体制の強化に努めるとともに、医療的ケア児への対応を検討します。</p> <p>また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と、社</p>	<p>(1) 障害者計画・障害福祉計画の推進</p> <p>(2) 多様なニーズに対応する生活支援体制の整備</p> <p>①障害福祉サービスの充実 ②児童福祉法によるサービスの充実</p> <p>(3) 社会参加の促進</p> <p>①障がい者スポーツ大会等の実施</p> <p>(4) 相談支援の充実</p> <p>(5) 啓発・広報活動の推進</p> <p>①障害及び障がい者に対する正しい理解を促進するための啓発活動</p> <p>(6) 障がい者の適性に即した雇用機会の確保及び就労環境の整備促進</p> <p>(7) 障がい児の早期療育等の支援体制や家族支援の充実</p>

※ 障がい者等基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者やその保護者等の相談支援を総合的に行う。

<p>も達への多様で細やかな支援など、サービスの質の確保と向上を図る環境整備を行います。</p> <p>また、新たに施行された医療的ケア児支援法に対応した保育所・学校等での支援に加えて、災害時の支援のあり方が課題となっています。</p>	<p>会的障壁（バリア）を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」に積極的に努めます。</p>	<p>(8) 医療的ケア児及びその家族に対する支援 (9) 公共施設等のバリアフリー化の推進</p>
--	---	--

7) 母子・父子福祉の充実

<p>目 標 値</p>	<p>指標：自立支援教育訓練給付金対象講座受講者数（5年間） 基準：1人 目標：5人</p>	
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>本市のひとり親家庭等の数は、令和3年7月現在、母子家庭264世帯、父子家庭41世帯、寡婦世帯704世帯となっています。</p> <p>ひとり親家庭等の生活自立のため各種支援施策を実施しており、さらに施策の充実を図る必要があります。</p>	<p>ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て支援・生活支援・就学就労支援・経済的支援などの各制度を活用し、総合的な対策を充実します。</p>	<p>(1) ひとり親家庭等の自立支援対策の実施 (2) 母子家庭等就労支援対策の充実 (3) 家庭児童・母子相談員の活用 (4) ひとり親家庭等への医療費助成</p>

8) 地域福祉の推進

<p>目 標 値</p>	<p>指標：困り事助け隊登録団体数 基準：4団体 目標：10団体</p>	
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>少子高齢化・人口減少・地域社会の脆弱化など社会構造が変化中、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、市民・地域の各種団体・社会福祉協議会・民生委員児童委員等が連携し、一人一人の暮らしを支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。</p> <p>従来介護・障がい・子育て・生活困窮・権利擁護・虐待防止の各分野での支援体制の充実はもとより、8050問題（ひきこもり）・介護と育児のダブルケア・ヤングケアラー・ごみ屋敷など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、制度のはざままで対応が困難な世帯などへの「誰も取り残さない支援」に向けて、関係機関との連携や地域住民の地域福祉活</p>	<p>既存の福祉サービス制度や相談支援体制・地域づくり支援の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制を整備します。</p>	<p>(1) 属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ*等を通じた包括的な支援 (2) 孤立した方の社会参加支援 (3) 地域づくりに向けた支援 (4) 災害時の避難行動要支援者への支援 (5) 地域福祉基盤の支援</p>

※ **アウトリーチ**…福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスを言う。

動への参加を促進し、人と人のつながりで地域のセーフティネットワークを構築していくことが課題となっています。		
---	--	--

9) 生活困窮者の自立支援等の充実

目 標 値	指標：就労による保護廃止世帯数（5年間）基準：11世帯 目標：15世帯	
	指標：生活困窮者自立支援による新規プラン作成件数 基準：3.2件/年 目標：12件/年	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>令和3年4月1日現在、生活保護の被保護世帯は203世帯、被保護者は283人で、保護率は千人あたり10.45人と減少傾向にあります。自立に後ろ向きな生活保護受給者の保護受給期間は長期化する傾向にあります。</p> <p>そのため、関係機関との連携により支援体制を充実し、自立促進を図る必要があります。</p> <p>また、平成30年の生活困窮者自立支援法等の改正により経済的困窮に限らず、就労の状況・心身の状況・地域社会からの孤立など複合化した課題を抱える生活困窮者への「断らない相談支援」を実践するため、家計相談・住まいの確保・孤立解消など多様な状況に応じた包括的な支援を実施することにより自立を促進するとされています。</p>	<p>生活困窮者の実態を的確に把握し、地域における福祉・就労・教育・住宅その他の状況に応じて多機関が連携して重層的支援体制を充実することにより、自立促進を図ります。</p> <p>また、生活保護受給者については、制度の適正な実施に努め、最後のセーフティネットとしての機能を果たすことにより、最低限度の生活保障と自立助長を図ります。</p>	<p>(1) 生活困窮者の自立支援の充実</p> <p>①自立相談支援制度による各種事業の一体的実施</p> <p>②子どもの学習支援強化と生活習慣・育成環境の改善の一体的実施</p> <p>③住居不安定者や地域社会からの孤立者等への見守り・生活支援</p> <p>④関係機関との情報共有、連携のための自立支援調整会議の実施</p> <p>(2) 生活保護制度の適正実施</p> <p>①自立支援プログラムの推進</p> <p>②就労支援の強化</p> <p>③世帯の実態把握、他法他施策の活用及び関係機関との連携強化</p> <p>④被保護者健康管理支援事業の推進</p>

第3節 教育文化

1) 生涯学習の充実

目 標 値	指標：生涯学習出前講座の利用件数	基準：124件 目標：150件
	指標：生涯学習講座の受講者数	基準：229人 目標：500人
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>生涯学習は、「いつでも、どこでも、誰でも」学びたいときに学び、子どもから大人まで、自らの充実や生活の向上のために、自らに適した方法を選んで生涯にわたって行われる学習のことです。</p> <p>本市においては、公民館など社会教育施設等を利用し、様々な生涯学習活動が実施され、多くの市民が学ぶ楽しさを実感しています。</p> <p>今後は、市民のニーズに応じた学習や「食のまち」、「英語のまち」を推進するための学習、地域の課題を的確にとらえた学習の機会を提供するとともに、その学習した成果を生かせる場の提供が必要です。</p> <p>また、いちき串木野市子ども読書活動推進計画に基づき、多様な子どもの読書活動を一層推進していく必要があります。</p>	<p>(1) 生涯学習の推進</p> <p>①生涯学習推進組織の充実 市内の関係機関との連携を図り、生涯学習の総合的推進体制の充実に努めます。</p> <p>②学習情報の提供 市のホームページや広報紙等による生涯学習情報の提供に努めます。</p> <p>(2) 学習機会の拡充</p> <p>①各世代・年代に対応した学習機会の拡充 市民のニーズに応じた生涯学習講座を開設し、学習意欲の向上に努めます。</p> <p>②生涯学習施設の活用促進 市が所管する施設の活用を促進し、学習機会の充実に努めます。</p> <p>③公民館講座等の充実 「食のまち」、「英語のまち」を推進するための学習機会の提供など公民館講座の充実に努めるとともに、自主講座を支援していきます。</p> <p>④生涯学習施設の機能の充実 中央公民館等の生涯学習施設の機能を充実し、利用促進に努めます。</p> <p>(3) 学習歴活用のための環境整備</p> <p>①人材バンクの活用 学んだことを生かせる場の提供に努めます。</p> <p>②生涯学習ボランティア活動の推進 ボランティア活用や情報の提供に努めます。</p> <p>(4) 読書活動の推進 読書に親しむ環境の充実を図るとともに、子ども読書活動の広報・啓発に努めます。</p>	<p>(1) 生涯学習の推進</p> <p>①生涯学習推進会議の充実 ②生涯学習大会の開催 ③生涯学習講座等の広報・啓発</p> <p>(2) 学習機会の拡充</p> <p>①生涯学習出前講座の充実 ②生涯学習指導者の育成 ③各種講座の充実（「食のまち」「英語のまち」を推進するための学習機会の提供など） ④生涯学習施設の充実と活用促進 ⑤図書館蔵書の充実 ⑥視聴覚ライブラリーの活用</p> <p>(3) 学習歴活用のための環境整備</p> <p>①生涯学習人材バンクの整備と活用 ②生涯学習ボランティアの情報提供</p> <p>(4) 読書活動の推進</p> <p>①読書活動推進事業の推進 ②1日20分読書運動の推進 ③お話し会等の実施、子どもへの英語絵本読み聞かせの推進</p>

2) 学校教育の充実


目 標 値	指標：鹿児島学習定着度調査結果 基準：県平均通過率 目標：県平均通過率以上	
	指標：不登校在籍率 基準：小学校1.33%、中学校5.27% 目標：基準値以下	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市には、現在市立小学校8校、市立中学校5校があり、児童生徒数は、1,935人（令和3年5月現在）です。</p> <p>そのうち、複式学級のある小学校は4校、特別支援学級のある小学校は6校、中学校は5校となっています。</p> <p>また、市立幼稚園が1園、私立幼稚園は1園あり、県立養護学校が1校、県立高等学校が2校、私立小・中・高等学校が各1校あります。</p> <p>各市立学校（園）においては、市の重点施策を踏まえ、「ふるさとを愛し 夢と志をもち心豊かでたくましい人づくり」を目指し、活力と特色のある学校づくりを推進してきています。</p> <p>今後の学校教育においては、教育活動の成果を具体的に示すことができる学校の創造が重要であり、令和の日本型教育を踏まえ、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適化された学びや協働的な学びを充実させ、1人1台タブレット端末を活用するなど、児童生徒の学力向上に向けての取組を推進させる必要があります。特に、「英語のまち いちき串木野」を目指し、英語力、コミュニケーション能力の向上を図ることが求められています。</p> <p>また、不登校傾向の児童生徒は増加傾向にあり、本市の生徒指導上の課題であることから、いじめの根絶に向けて、これまで以上に学校・家庭・地域社会が連携を深めていく必要があります。そして、心豊かでたくましい児童生徒の育成に向けて、知育・徳育・体育、食育の調和的な取組を推進する必要があります。</p>	<p>(1) 確かな学力の定着と向上 ①実態調査と実態に基づく指導方法の改善 実態把握と具体策の設定等による指導方法の改善を図ります。 ②学校と家庭との連携 学校と家庭との連携を通じた家庭学習の充実を図ります。</p> <p>(2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成 道徳教育の充実、積極的な生徒指導の推進等を通して、心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めます。</p> <p>(3) 体力・運動能力の向上 教科体育の指導方法改善、児童生徒の運動の習慣化を図り、体力・運動能力の向上を目指します。</p> <p>(4) 学校保健、安全指導の改善・充実 児童生徒が安心・安全で健康な学校生活を過ごせるよう学校保健、安全指導の改善・充実を図ります。</p> <p>(5) 特別支援教育の充実 児童生徒一人一人の教育的需要に応じた特別支援教育の推進を図ります。</p> <p>(6) 幼・小・中・高間の連携の推進、地域と一体となった学校づくり 小中一貫教育の推進を柱とした幼・小・中・高間の連携の推進を図るとともに、家庭や地域と一体となった学校づくりに努めます。</p> <p>(7) 学校経営の充実</p>	<p>(1) 確かな学力の定着と向上 ①学力・学習意欲アップの取組の推進 ②校内研修の充実 ③英語のまちづくり事業の推進 ④複式学習指導の充実 ⑤家庭学習の充実</p> <p>(2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成 ①体験活動の推進 ②読書活動の充実 ③いじめ問題・問題行動等への迅速な対応 ④人権尊重精神の醸成</p> <p>(3) 体力・運動能力の向上 ①教科体育の充実 ②運動の習慣化の推進</p> <p>(4) 学校保健、安全指導の改善・充実 ①安全教育・安全対策の充実 ②疾病予防や治療に関する指導の充実 ③心の健康教育の推進 ④喫煙防止教育や薬物乱用防止教育の推進 ⑤学校保健委員会等の活動の充実</p> <p>(5) 特別支援教育の充実 ①個々の教育需要へ対応できる体制づくり（合理的配慮） ②教育支援委員会・就学相談会の充実 ③コーディネーターの育成</p> <p>(6) 幼・小・中・高間の連携の推進 ①小中一貫教育の推進 ②学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の充実 ③家庭・地域と連携した土曜授業の実施</p> <p>(7) 学校経営の充実</p>

<p>また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進しなければなりません。</p> <p>さらに、小中一貫教育や学校運営協議会の一層の充実を図り、地域と共にある学校づくりを推進していくことが求められています。</p> <p>これらの教育課題の解決に向けては、教職員の資質向上が大切であり、地域に信頼される指導力をもつ教職員の育成に努める必要があります。</p> <p>このほか、全国的に児童生徒が事件や事故に巻き込まれる事例が後を絶たないため、安全で安心できる学校生活に向けた取組も大きな課題となっています。</p> <p>学校施設等の整備・充実については、老朽化が進む施設について、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的改修・改築を推進するとともに、教育内容に応じた設備等の充実を図っていく必要があります。</p> <p>学校給食は、成長期の児童生徒に必要な給食を提供し、食に関する正しい知識と食習慣及び自己管理能力を育てるとともに、地場産物の活用や食育の推進、あわせて関係機関・団体との連携による管理運営の強化・充実を図る必要があります。</p> <p>市立小・中学校の再編については、今後も児童生徒数の推移を見極めながら適切な学校再編について検討し、児童生徒が学び合い、磨きを高め合う望ましい教育環境づくりに努めていく必要があります。</p>	<p>児童生徒、保護者、地域に信頼され、教育課題解決に向けた指導力のある教職員の育成や学校組織の機能化を図るなど、学校経営の充実に努めます。</p> <p>(8) 教職員の服務規律の厳正確保と健康管理</p> <p>信頼される学校づくりのために服務規律の厳正確保に努めるとともに、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。</p> <p>(9) 教育環境の整備・充実</p> <p>①安心・安全な教育環境を確保するため、施設の計画的な改修・改築を進めます。</p> <p>②教育内容に応じた教具・教材の整備やICT関連設備等の充実を図ります。</p> <p>③経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費等の援助を行います。</p> <p>(10) 学校給食の充実と食育の推進</p> <p>①豊かな給食の提供</p> <p>②食に関する指導の充実</p> <p>③管理運営体制の強化・充実</p> <p>④安全衛生管理の徹底</p>  <p>(11) 小・中学校の再編の検討</p> <p>児童生徒にとって望ましい学校教育環境を整えるために、地域の実情や意見等を踏まえ、学校再編を進めます。</p>	<p>①教職員の資質向上</p> <p>②学校評価の実施</p> <p>③教育活動に関わる広報の充実</p> <p>④幼児教育の充実</p> <p>(8) 教職員の服務規律の厳正確保と健康管理</p> <p>①服務規律の厳正確保に係る計画的指導・随時指導</p> <p>②教職員の健康診断の確実な受診</p> <p>(9) 教育環境の整備・充実</p> <p>①年次計画による改修等</p> <p>②情報教育関係設備等の充実</p> <p>③就学援助・遠距離通学の支援</p> <p>(10) 学校給食の充実と食育の推進</p> <p>①献立の工夫や地場産物の活用</p> <p>②栄養教諭の積極的な活用や学校・家庭・地域と連携した食育の推進</p> <p>③学校給食センター運営委員会等関係機関・団体と連携した管理運営体制の強化・充実</p> <p>④食物アレルギーなど個別的な対応及び相談指導の充実</p> <p>⑤学校給食における安全及び衛生管理の徹底並びに納入業者等への衛生管理指導</p> <p>(11) 小・中学校の再編の検討</p>
---	---	---


3) 社会教育の充実

目 標 値	指標：学校支援回数 基準：3,395回／年 目標：4,000回／年	
	指標：青少年健全育成活動・体験活動のべ参加者数 基準：7,184人／年 目標：7,500人／年	
現況と課題	基本的方向	主要施策

<p>本市は、地域住民等による学校の支援体制づくり、身近な地域で家庭教育を支援する各種学級の開催や相談体制づくりに努め、家庭や地域における教育力の向上に取り組んでいます。</p> <p>また、各種団体と連携し、様々な研修会などを実施するとともに、指導者の育成に努めています。</p> <p>青少年を取り巻く環境は、核家族化・少子化・地域社会の連帯感の希薄化など複雑・多様化しています。本市においては、地域子ども会をはじめ各少年団体の育成会や、青少年健全育成のための任意団体が中心となって、青少年の健全育成に努めています。</p> <p>今後は、今日的な課題に地域ぐるみで取り組み、地域や家庭の教育力の向上を図るとともに、地域全体でふるさとを愛し、夢と志を持ついちき串木野市の子どもたちを守り育てていく必要があります。</p>	<p>(1) 地域学校協働活動の推進</p> <p>① 地域学校協働活動推進員の育成 地域住民等による学校支援活動と学校・児童・生徒による地域支援活動を、相互に推進する体制づくりに努めます。</p> <p>② 学校支援ボランティアの登録と活用 地域住民や企業のボランティア登録を推進し、学校の支援ニーズに応じた活用を図ります。</p> <p>(2) 家庭教育の充実</p> <p>① 学習機会の拡充 家庭教育講座や各機関における学習活動を推進し、家庭の教育力の向上に努めます。</p> <p>(3) 成人教育の充実</p> <p>① 学習機会の充実 多様な学習の機会を提供するとともに、内容の充実に努めます。</p> <p>② 各種団体・指導者の育成 指導者の育成に努め、団体の組織力強化と、自主活動の促進に努めます。</p> <p>③ 人権教育の推進 人権週間や啓発強調月間を通して啓発・広報を行い、市民の人権意識の高揚に努めるとともに、家庭教育学級や社会教育関係団体の研修会などにおいて人権教育に関する啓発を行い、正しい理解の促進に努めます。</p> <p>(4) 青少年教育の充実</p> <p>① 各関係機関との連携 関係機関や団体との連携強化に努め、地域ぐるみで青少年を育てる活動を推進します。</p> <p>② 地域活動・体験活動の促進 地域の特性を生かした自然体験活動や生活体験活動などを通じ、協調性や積極性はもとより、感動する心や他人を思いやる心の育成を図ります。</p> <p>③ 健全育成啓発活動の推進 市民の関心を高め、地域が一体となった青少年健全育成に努めます。</p> <p>④ 青少年育成環境浄化活動の促進</p>	<p>(1) 地域学校協働活動の推進</p> <p>① 地域学校協働活動推進員の育成</p> <p>② 学校支援ボランティアの登録と活用</p> <p>(2) 家庭教育の充実</p> <p>① 家庭教育講座の実施</p> <p>② 家庭教育学級など各種学級の開設</p> <p>(3) 成人教育の充実</p> <p>① 各種研修会の実施</p> <p>② 社会教育関係団体の活動促進</p> <p>③ 有志指導者研修会など各種研修会の実施</p> <p>④ 人権教育・人権問題啓発のための研修会の実施</p> <p>⑤ 広報紙等を活用した啓発活動</p> <p>(4) 青少年教育の充実</p> <p>① 青少年健全育成市民会議の開催</p> <p>② 青少年団体の育成</p> <p>③ 有志指導者の育成</p> <p>④ 各種研修会の実施</p> <p>⑤ 青少年健全育成活動や体験活動の推進</p> <p>⑥ 市民総ぐるみのあいさつ運動の展開</p> <p>⑦ 青少年育成補導センターの活動促進</p>
--	---	--

	<p>地域の青少年を健全に育成する環境浄化に努めます。</p>	
---	---------------------------------	--

4) 地域・文化の保存・継承

目 標 値	指標：文化施設の利用件数	基準：417件／年	目標：500件／年
	指標：文化施設の利用者数	基準：17,152人／年	目標：20,000人／年
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市は縄文時代後期の南九州を代表する遺跡である「市来貝塚」をはじめ、徐福伝説のある「冠岳史跡」、薩摩藩英国留学生が渡欧した地でもあり、固有の歴史を有しています。このような文化的資源を「地域の宝」として保存・継承するため、市民の意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>また郷土芸能に関しても、県指定無形民俗文化財の「ガウンガウン祭」「太郎太郎祭」など数多くの郷土芸能が継承されていますが、近年後継者不足に悩まされ、保存伝承が困難になっています。特に国指定重要無形民俗文化財である「市来の七夕踊」は少子高齢化等により存続が危ぶまれています。</p> <p>文化事業に関しては、市文化祭をはじめ羽島が生んだ歌人「萬造寺齊」を顕彰する短歌大会の実施など、市民の文化意識の高揚に努めています。</p>	<p>(1) 伝統文化の保存・継承 本市は様々な文化的資源を有しており、案内板等整備を行うことにより市民の郷土に対する理解と文化財愛護思想の普及を図ります。 また、市内に残る貴重な文化財等については、保護及びその活用と継承に努めるとともに、郷土芸能については、地域での保存・伝承を支援します。</p> <p>(2) 文化意識の高揚と啓発 様々な機会において文化の情報発信に努め、文化意識の高揚と啓発に努めます。</p>	<p>(1) 伝統文化の保存・継承 ①歴史・文化施設の整備充実 ②伝統文化愛護の啓発 ③文化財の保存活用・郷土芸能の保全・伝承活動への助成 ④地域文化の情報発信 ⑤出前講座等の活用 ⑥日本遺産など地域文化を活用した市民参加型体験活動の促進 ⑦各種研究会活動の支援 ⑧郷土に残る史料の収集及び展示</p> <p>(2) 文化意識の高揚と啓発 ①文化事業の推進</p> 	

5) スポーツの充実

目 標 値	指標：スポーツ施設利用者 基準：263千人／年 目標：290千人／年		
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市では、少子高齢化の進行に伴い、スポーツ人口の減少がみられます。一方では、健康志向の高まりや自由時間の増大などに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心と需要の高まりもみられ、現在、体育協会で28団体、スポーツ</p>	<p>(1) 指導者の充実 多様化・高度化するスポーツ活動に対応するため、指導者の発掘・育成並びに資質の向上に努めます。</p> <p>(2) 体育施設の整備及び利用促進 ①総合運動公園等の充実</p>	<p>(1) 指導者の充実 ①指導者の育成と資質向上</p> <p>(2) 体育施設の整備及び利用促進 ①総合運動公園等の充実</p>	

少年団で25団体が活動しています。

活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりから自己研鑽や仲間づくりと多様化しています。

このため、年齢・性別を問わずスポーツに親しめる各種施設の整備とともに、海洋性スポーツなど地域特性を生かしたスポーツの振興に努める必要があります。

施設面においては、総合運動公園として、これまで多目的グラウンド、パークゴルフ場、庭球場及び総合体育館を整備したところであります。

このような、恵まれたスポーツ環境や温泉、宿泊施設等の環境を活用して、スポーツイベントの開催に努める必要があります。

さらに、令和5年の特別国民体育大会等の開催に向けて、引き続き準備を進める必要があります。



②大会開催の推進

③小・中学校屋内外施設の整備

④スポーツ施設の適正な維持管理

(3) 事業及び活動の拡充促進

①スポーツ教室の開設

各種スポーツ教室を開催し、市民が気軽に参加するスポーツ・レクリエーション活動を推進し、スポーツ人口の拡大を図ります。

②市民総ぐるみスポーツ運動の推進

スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりのための各種イベントの開催などに努めるとともに、市民の相談等への迅速な対応に努めます。

③学校体育施設開放事業の充実

地域の社会体育の振興のため、学校体育施設の開放を促進します。

④海洋性スポーツ・レクリエーションの推進

本市の地理的条件を生かし、B&G海洋センターを活用した海洋性スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

⑤関係団体等との連携

体育協会やスポーツ推進委員協議会、地域や職場のスポーツ団体等の各種団体と連携を図り、講習会や競技会の開催を通して、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、地域スポーツ活動の充実、活性化に努めます。

また、県民体育大会、日置地区大会等の選手強化、並びに小・中・高体連の組織の拡充に努めます。

⑥特別国民体育大会等の開催

実行委員会等を中心に、市民総ぐるみによる大会の充実に努めます。

②スポーツ大会開催の推進

③小・中学校屋内外施設の整備補修

④スポーツ施設の整備補修

(3) 事業及び活動の拡充促進

①各種スポーツ教室の開設（ニュースポーツを含む）

②市民総スポーツ運動の推進

③各種スポーツ行事の推進

④学校体育施設の開放

⑤海洋性スポーツの推進

⑥競技団体との連携強化

⑦スポーツ健康情報の提供

⑧地域スポーツクラブ育成事業の展開

⑨マイライフ・マイスポーツ運動の推進

⑩健康・体力アップ作戦の推進

⑪スポーツ選手の発掘・育成・強化

⑫令和5年の特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会の準備・開催

【スポーツ施設の配置状況】

名称	施設内容(種目別利用可能数)	規模	設立
総合運動公園	多目的グラウンド ●400mトラック ●野球2面 ●ソフトボール4面 ●サッカー2面 ●管理棟兼スタンド	34,440 m ²	平 14
	いちき串木野パークゴルフ場 ●36 ホール(4コース) ●管理棟ほか	28,750 m ²	平 20
	庭球場 ●人工芝コート8面(うち夜間照明施設4面) ●壁打コート1面	6,680 m ²	平 24
	総合体育館 ●バスケットボール 3 面 ●バレーボール 4 面 ●バドミントン 14 面 ●卓球 40 台 ●ランニングロード 210m ●トレーニングルーム ●観覧席スタンド 900 席	2,368 m ²	平 25
旭運動広場	●ソフトボール 1 面	8,391 m ²	平 5
B&G 海洋センター	艇庫 ●ヨット6艇 ●カヌー20 艇 ●ローボート4艇	450 m ²	昭 52
	体育館 ●バレーボール 2 面 ●バスケットボール 1 面 ●バドミントン 4 面 ●ソフトテニス 1 面 ●卓球7面	1,103 m ²	昭 53
	武道館 ●柔道1面 ●剣道1面	524 m ²	昭 55
	プール ●50mプール ●幼児プール ●流水スライダープール	6,562 m ²	昭 52
串木野弓道場	●道場5人立	987 m ²	昭 41
相撲競技場	●道場 324 m ²	3,600 m ²	昭 47
串木野体育 センター	●バレーボール2面 ●バスケットボール1面 ●バドミントン4面 ●卓球6面	1,034 m ²	昭 49
長崎鼻公園 ソフトボール場	●ソフトボール1面 ●ゲートボール8面 ●グラウンドゴルフ1面	6,100 m ²	昭 50
川上運動広場	●ソフトボール1面	8,223 m ²	昭 52
市来体育館	●バレーボール3面 ●バスケットボール1面 ●バドミントン9面 ●卓球4面	1,498 m ²	昭 55
市来武道館	●柔道1面 ●剣道1面	746 m ²	昭 61
市来弓道場	●道場6人立	1,526 m ²	平 9
市来運動場	●野球1面 ●ソフトボール2面 ●サッカー2面	18,666 m ²	平 13

6) 国際交流の充実

目標値	指標：小中学校英検受験者数(5年間) 基準：1,211人 目標：1,300人		
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>グローバル社会に向けて更なる国際交流への取組を促進していますが、世界に拓かれたまちづくりを目指すため、交流団体の組織強化や人材育成など、一層の取組が必要です。</p> <p>戦後アメリカ大陸に移住された出身者との交流に始まるサリナス市との友好都市交流</p>	<p>(1) 国際化に対応した人材育成・団体の育成など、国際交流の基盤を強化し、裾野の広い交流活動を目指します。</p> <p>(2) 国際感覚の豊かな人材を育成します。</p> <p>(3) 出身者の2世・3世等との連携強化を図ります。</p> <p>(4) 民間の国際交流を支援しま</p>	<p>(1) 「英語力」の向上及び英検資格取得の支援</p> <p>(2) 外国語指導助手等の招致事業の推進</p> <p>(3) サリナス市との学生の交流事業の支援</p> <p>(4) 民間交流団体の支援</p>	

では、隔年おきに中高生のホームステイも実施していますが、移民2世・3世の時代に移りつつあることから、交流方法の検討も必要となっています。

また、スポーツ国際交流員にはじまる太極拳を通じた中国との交流や「からいも交流」などの民間交流も盛んに行われており、その支援も必要となっています。

さらに近年、アジア諸国からの留学生や技能実習生が増加傾向にあり、外国人市民と市民との交流を深め、相互に生活習慣や文化、価値観を理解し、様々な地域活動に共に取り組む必要があります。

す。

(5) 市内在住外国人と市民の交流等を通じ、外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めます。



① 太極拳を通じた中国との交流等の支援

② 「からいも交流」等にかかわる広報活動の支援

③ 青年海外協力隊の支援

(5) 市内在住外国人と市民の交流促進

① 市民との交流支援

② 生活環境の整備

③ 多文化共生推進プランの推進

第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力のある産業のまちづくり』

第1節 産業経済

1) 農業の振興

目 標 値	指標：認定農業者数	基準：41人	目標：40人
	指標：農業新規就業者数	基準：4人	目標：5人
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>農業を取り巻く情勢は、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）をはじめ、農業従事者の高齢化、後継者不足、荒廃農地の増加など、課題が山積しています。</p> <p>国では、農地中間管理機構による農地の集積や、日本型直接支払制度など、多岐にわたる改革が行われております。</p> <p>本市は、平地に乏しく傾斜地が多い中山間地域であるため、生産性の向上に制約を受けています。</p> <p>このような現況を踏まえ本市では、各種基盤整備を推進し、意欲ある多様な農業者に対し、IoT*やAI*を活用したスマート農業など機械・施設の共同化を進めるとともに、収益性の高い品目の導入、特産品の開発・ブランド化の確立、規模拡大のための農地の利用集積の促進、多様な担い手の育成、環境保全型農業の推進及び近郊都市住民にも開かれた農村空間の創出など、地域住民の創意工夫を得ながら、地域の共同活動による、農地・農業施設の保全管理と農村環境の向上を図る必要があります。</p> <p>公設地方卸売市場については、農産物の流通体系の変化や生産者、小売店の減少等により厳しい経営が続いており、その方向性について検討すべき時期にきています。</p> <p>家畜伝染病については、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に対</p>	<p>(1) 創意と意欲に満ちた農業の展開</p> <p>地域住民の総意と工夫に基づく魅力ある村づくりのため、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を活用して、地域の共同活動を支援し、農業担い手の育成、協業化・法人化などの生産組織の育成及び農村景観・環境等に配慮した持続的な農業の推進に加え、都市住民との多面にわたる交流の促進を図るなど新たな農業の展開を進めます。</p> <p>(2) 生活環境基盤の整備</p> <p>集落道路、排水路及び防災施設の整備を推進するとともに、農村の生活改善を図り、快適で機能的な住環境の整備を進めます。</p> <p>(3) 生産基盤の整備</p> <p>地域の特性に応じた農業の展開を考慮したほ場、用排水施設及び農道等の生産基盤の整備を行うとともに、IoTやAIを活用したスマート農業など機械・施設の共同化を推進します。</p> <p>(4) 荒廃農地の解消</p> <p>農地中間管理事業により、機構を活用した担い手への農地集積や農地利用状況調査などを行い、農地の適正管理、荒廃農地の解消を推進します。</p>	<p>(1) 創意と意欲に満ちた農業の展開</p> <p>①中山間地域等直接支払交付金事業 ②多面的機能支払交付金事業 ③認定農業者の育成 ④新規就農者の育成・支援 ⑤集落営農や生産組織の育成 ⑥リーダーの育成 ⑦農業経営の法人化への誘導 ⑧農作業受委託等の組織化促進 ⑨市来農芸高等学校との連携 ⑩観光農園の振興 ⑪農業体験の促進 ⑫グリーンツーリズム*での体験活動の支援</p> <p>(2) 生活環境基盤の整備</p> <p>①集落道路や排水路及び防災施設の整備</p> <p>(3) 生産基盤の整備促進</p> <p>①機械・施設の共同化の推進 ②農地保全の推進 ③鳥獣害防止対策の推進</p> <p>(4) 荒廃農地の解消</p> <p>①農地中間管理事業 ②農地利用状況調査 ③農地の適正管理の啓発</p>	

* IoT…Internet of Things の略で、現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。
 * AI…Artificial Intelligence の略で、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。
 * グリーンツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

する防疫対策が求められています。



(5) 自立した農業の確立と流通機構の整備

安心・安全・新鮮な農産物の生産を図るとともに、農作物生産指導体制を強化しながら、高付加価値作物の導入、集出荷体制の整備のほか、野菜・果樹・花き・黒毛和牛等収益性の高い品目の規模拡大、特産品の開発・ブランド化を図ります。

また、認定農業者や新規就農者を確保するため、関係機関・団体等による総合的な支援体制を確立し、農地の利用集積の促進、農家負担の軽減など経営の安定、経営体質の改善に資する施策を講じます。

また、生産から加工・流通までの6次産業化の取組に対する支援や、農畜産物の計画生産体制や安定した出荷体制の整備を図る一方、生産流通体系の変化など公設地方卸売市場の置かれた現状を踏まえ、今後の継続も含め、方向性の検討を行います。

(6) 家畜伝染病対策の推進

鳥インフルエンザや豚熱等の防疫対策を国・県・関係機関と連携して推進します。

(7) 経営所得安定対策の推進

経営所得安定対策の適切な運用を推進します。

(5) 自立した農業の確立と流通機構の整備

- ①環境にやさしく、安心して安全な農産物生産の推進
- ②安定した収益を得られる生産出荷体制の整備
- ③特産品の開発・ブランド化の促進
- ④定年帰農者への支援・育成
- ⑤小規模農家への支援・育成
- ⑥女性農業者参画の促進
- ⑦一般企業の農業参入の支援
- ⑧地産地消の推進と確立
- ⑨6次産業化の取組支援
- ⑩公設地方卸売市場の方向性の検討



(6) 家畜伝染病対策の推進

- ①防疫対策の関係機関との連携強化

(7) 経営所得安定対策の推進

- ①経営所得安定対策の適切な運用

【耕地面積、農家数】

(単位:ha、戸)

	耕地面積	左記の内訳			総農家戸数	経営規模別			自給的農家
		田	畑	樹園地ほか		0.5ha未満	0.5~1.0ha	1.0ha以上	
平成22年度	1,067	549	301	217	1,122	185	173	108	656
平成27年度	1,020	525	278	217	990	154	135	104	597
令和2年度	919	465	237	217	749	111	101	94	443

2) 林業の振興

目 標 値	指標：森林経営管理法による集積計画の作成 基準：1計画 目標：5計画	
	指標：森林の状況報告書の提出 基準：2件 目標：10件	
現況と課題	基本的方向	主要施策
森林は、国土の保全、水資源の涵養のほか、保健休養の場、	(1)生産基盤の整備 林道等の基盤整備及び高性	(1)生産基盤の整備 ①林道等の整備

<p>魚を育てる魚つき林※としての活用等多面的機能を有し、その役割はますます重要となっています。</p> <p>しかしながら、森林を取り巻く状況は、林業従事者の減少・高齢化の進行並びに木材価格の変動や生産コストの上昇等に伴い、生産意欲の減退がみられ、手入れがされていない森林の増加により、木材生産のみならず、自然環境保持等の森林がもつ多くの機能までも失われつつあります。</p> <p>このため、林道開設など道路網の整備のほか、高性能林業機械の活用による生産性の向上並びに林業後継者や担い手の育成、就業環境の改善を図り、山村地域の活性化を促進するとともに、林業経営の健全化及び安定化を図る必要があります。</p> <p>さらに、市民に対して、「緑の募金活動」などによる森林や林業に対する理解を深める取組を進めていくとともに、森林の持つ多面的機能等を高度に発揮させるための整備及び雇用機会の創出をより推進する必要があります。</p> <p>また、伐採された森林の再造林を確実に実施する必要があります。</p>	<p>能林業機械の活用を進めるなど、生産コストの削減を図ります。</p> <p>また、就業環境の改善及び労働力の確保等に努め、木材生産の拡大及び所得の向上を図るとともに、山地災害の復旧及び未然防止に努めます。</p> <p>(2) 自立した林業の確立 後継者、担い手育成のため、市・県・関係機関が連携してその確保に努めるとともに、林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営を推進します。</p> <p>(3) 森林資源の保存と活用 森林経営管理制度により森林環境譲与税を有効に活用して、森林の優れた景観、多面的機能を維持するとともに、市民の森林・林業に対する理解を深めるため、植樹活動や木材加工等の活動を推進します。</p> <p>また、木材需要増のため伐採された森林の再造林を指導し、持続可能な林業の振興を図ります。</p>	<p>②林業就業環境改善の推進 ③治山事業の促進</p> <p>(2) 自立した林業の確立 ①後継者、担い手の育成 ②特用林産物生産の振興</p> <p>(3) 森林資源の保存と活用 ①森林資源保全の推進 ②魚つき林・潮害防備林等保安林の整備保全 ③緑の募金活動・植樹活動の推進 ④木材・竹材の利用促進 ⑤森林の再造林等の促進</p>
---	---	---

3) 水産業の振興

<p>目 標 値</p>	<p>指標：まぐろの地元水揚げ（5年間） 基準：6隻 目標：6隻</p>	
	<p>指標：新規就業者（5年間） 基準：4人（遠洋1 沿岸3） 目標：8人</p>	
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>本市の水産業は、世界の海を漁場とする遠洋まぐろ漁業と、本市沖合から甌島周辺を漁場とする沿岸漁業に分類されます。</p> <p>遠洋まぐろ漁業については、本市を船籍とするまぐろ船は平成24年の44隻から令和2年には27隻に減少しました。漁獲</p>	<p>(1) まぐろ漁業 まぐろ漁業を取り巻く諸問題に業界や関係機関と連携した取り組みを行い、まぐろ漁業の振興を図ります。</p> <p>また、独航まぐろ漁船や運搬船の出入港を促進し、串木野市漁協冷凍冷蔵庫の保税蔵置場における輸入餌料や外来巻網</p>	<p>(1) まぐろ漁業 ①まぐろ漁業母港基地化奨励事業の推進 ②新規就業者の支援・育成 ③串木野まぐろのブランドイメージの定着に向けた活動等</p>

※ 魚つき林…海岸部に存在する森林ばかりではなく、生態系としての森と海のつながりという観点から森林の機能が再認識されていることから、広い意味で河川上流部の森林を「魚つき林」としている。

量については、平成25年には16千トンあったのが、令和2年には8千トンと約半分になっています。効率的な操業をするため大消費地に近い漁港にて水揚げをするようになり、本市での水揚げ・寄港も減少しています。

まぐろ漁業を取り巻く環境は、国際漁獲枠の設定や日本人の新規就業者の減少による漁船員の高齢化、外国人乗組員の確保など、漁業経営が厳しい状況にあります。

今後は、新規就業者の獲得や育成について、官民一体となって取り組む必要があります。併せてまぐろ漁業母港基地化についても、地元経済への波及効果が大きいことから、串木野市漁協やまぐろ関連水産会社と協働して運搬船や独航まぐろ漁船の出入港を促進する必要があります。

沿岸漁業については、甑島周辺海域の良好な漁場に恵まれ、一本釣り漁業をはじめ、延縄漁業、刺網漁業、籠漁業、機船船曳網漁業等が行われていますが、新規就業者も少なく漁業従事者の高齢化が進んでいることから、経営は極めて零細で、さらに近年魚食離れにより消費が減少しています。

魚族資源の回復が大きな課題であり、魚礁設置やイカ柴投入にあわせ、アマモ・ヒジキ等による藻場造成により、幼稚魚や磯根資源の保護・育成に努めながら、種苗放流による栽培漁業を推進し、さらに魚食の普及も行い若年漁業者が就業できる魅力ある沿岸漁業の構築を図るとともに、養殖の可能性についての調査研究も必要であります。

水揚げされた水産物については、漁協等の直売施設での販売のほか、特産品であるつけあげ等の水産加工品の原材料としても活用されています。水産加工会社や流通会社と連携を強めて、海外への販路拡大も図

漁船による餌料の確保に努め、漁業資材や生活物資等の共同受注体制を図りながら、まぐろ漁業母港基地化を推進するとともに、6次産業化の支援に努めます。

(2) 沿岸漁業

「つくり育てる漁業」を推進し、魚礁設置、魚類種苗放流事業、藻場造成事業等に加え、養殖の可能性についても調査研究し、水産資源の維持・増大、安定した経営を目指し、魅力ある漁場づくりを推進するとともに、漁業者の収入安定のための支援に努めます。

また、特産魚種のブランド化や若年層への魚食の推進を図るとともに、6次産業化を推進する経営体等を支援していきます。

さらに、新規就業者の支援に取り組み、沿岸漁業の振興を図ります。

(3) 水産加工

加工業者と流通業界の連携のもとに国内外での販路拡大に努め、輸出規格に対応できる新製品の開発やブランド化、設備の近代化等の促進に努めます。

(4) 漁港の整備

防波堤等の整備を行い港内の静穏度を高めるとともに、維持補修等により漁港機能の保全向上に努めます。



(2) 沿岸漁業

- ①魚礁漁場整備事業・藻場造成事業の促進
- ②稚魚（タイ・ヒラメ等）の放流活動
- ③特産魚種のブランド化・6次産業化の推進
- ④新規就業者の支援・育成
- ⑤養殖についての調査研究等

(3) 水産加工

- ①地域水産物展示販売施設の活用による漁家経営の安定化
・関係機関と連携した販売促進活動、特産品の開発等
- ②水産物の海外への販路拡大に対する支援

(4) 漁港の整備

- ①串木野漁港：防波堤の整備、施設の保全等、フィッシャリーナ浮棧橋の改修等
- ②羽島漁港：臨港道路の新設等
- ③戸崎漁港：防波堤の整備、用地の整備、物揚場の整備、施設の保全等
- ④市来漁港：施設の保全等
- ⑤土川漁港：施設の保全等

っていく必要があります。 漁港施設については、本市には県が管理する串木野漁港(島平漁港含)、羽島漁港、戸崎漁港、市が管理する土川漁港、市来漁港の5港があり、漁業活動のための基盤施設として、引き続き各漁港の機能充実・維持を図る必要があります。		
---	--	--

【まぐろ漁業】 (単位:ト・千円)

年	水揚量	金額	単価
平成28年	10,614	8,694,469	819
平成29年	11,077	10,152,969	917
平成30年	9,349	8,624,243	922
令和元年	9,374	7,954,301	849
令和2年	7,980	6,003,191	752

【沿岸漁業】 (単位:ト・千円)


年	水揚量	金額	単価
平成28年	598	277,413	464
平成29年	859	435,392	507
平成30年	774	385,188	498
令和元年	372	167,514	450
令和2年	613	216,220	353

4) 製造業の振興

目 標 値	指標：市ハローワークを通じた製造業における新規就労者数 基準：33人/年 目標：33人/年	
現況と課題	基本的方向	主要施策
本市における製造業等は、地場資源を生かした水産練製品等の食品加工業、食肉製品、焼酎製造業等が中心となっており、その他に造船業、鉱業等の企業があります。また、本市企業の大多数は、中小企業ですが、雇用の維持や技術の継承、今後の地域活力を高めるうえで極めて重要な役割を担っています。 しかしながら、コロナ禍等の影響による消費の減退や景気の低迷、低価格競争などにより、厳しい経営環境におかれています。そのため、中小企業が安定して経営が継続できるよう、経営基盤の強化などを引き続き図る必要があります。	地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成を図り、次世代へ技術の継承を図ります。 製造業を取り巻く環境の変化を的確に把握するとともに、経営安定化のため各種制度資金などの情報提供を積極的に行い、商工会議所や商工会と連携して経営相談・企業診断・経営セミナーなど経営指導の充実に努めます。 さらに、第一次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを図ります。	(1) 地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成、近代化などによる企業の体質改善・強化の充実 (2) 中小企業製造業を取り巻く環境の継続的な把握及び中小企業者への情報提供 (3) 各種制度資金の活用 (4) 情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取組に対する支援 (5) 新技術・新製品開発への支援 (6) 農林水産業と一体となった物産展の開催等の販売促進に対する支援 (7) 流通販売対策の充実 (8) 異業種間及び産学官等の連携の推進 (9) 大学や高校等との共同研究の推進

5) 企業誘致

目 標 値	指標：立地企業の雇用者数 基準：782人 目標：1,000人
目 標 値	指標：IT関連企業立地件数 基準：— 目標：3社

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市には西薩中核工業団地のほか、9つの工業団地があり、現在西薩中核工業団地、冠岳農村工業団地の2箇所が分譲中となっています。</p> <p>西薩中核工業団地においては、分譲率約98%で、分譲可能面積は、約1.3haと残地が少なくなっています。</p> <p>本市では企業誘致を促進するため、新たな工業団地の適地調査を行い、今後整備に向けて取り組むとともに、優遇制度の充実を図りながら、積極的に企業誘致活動を行っています。</p> <p>本市立地企業の大多数は中小企業ですが、今後の地域活性化を高める上で極めて重要な役割を担っており、中小企業が新たな環境の変化に対応するような技術力の向上など近代的施策の展開や経営基盤の充実を図る必要があります。</p> <p>また、雇用機会の創出・確保及び定住化を図る観点からも、新たな時代に対応したIT関連企業誘致を進める必要があります。</p>	<p>新規の企業立地や既存企業の工場増設を進めるとともに、県産業支援センター等との連携による新産業の育成を図ります。</p> <p>また、企業が進出しやすい環境や補助制度の活用を図るとともに、西薩中核工業団地で取り組んでいる環境維新のまちづくりを更に推進し、企業誘致の促進と進出企業の経営安定につながる施策を行います。</p> <p>さらに、新たな工業団地の整備を進めるとともに、新たな時代に対応したIT関連企業の誘致に努めます。</p>	<p>(1) 新たな工業団地への企業誘致及び地域に根ざした新たな産業の育成</p> <p>(2) サテライトオフィスを活用したIT関連企業の誘致</p> <p>(3) 誘致方策・優遇措置の活用</p> <p>(4) 廃止予定の公共施設を活用した企業誘致</p>
		

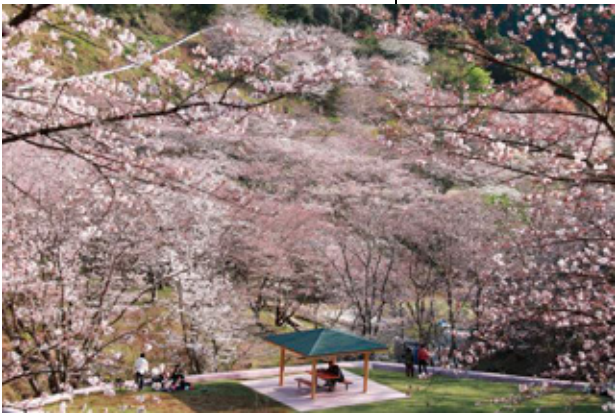
6) 商業・サービス業の振興

目 標 値	指標：空き店舗等の活用延べ件数	基準：30件	目標：40件
	指標：リフォーム事業の活用延べ件数	基準：50件	目標：50件
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市の商業・サービス業は、大半が中小小売企業であり、これらを取り巻く情勢は、国道3号沿いへの大型店の立地、後継者不足、消費者ニーズの多様化など大きな構造変化による商店街の空き店舗の増加など厳しくなっています。</p> <p>さらには、消費者ニーズに即応できるサービスの提供が不十分であり、また、九州新幹線全線開業など高速交通体系の整備などによる市民の市外への生活行動範囲の拡大により顧客の流失がみられます。</p> <p>中心商店街を核とした商業地域の集客力の強化を図るた</p>	<p>(1) 商店街等の支援</p> <p>中心市街地の商店街は、空き店舗の活用等を促進し、商業空間の質的向上を図ります。地域商店等については、手近な買物場としての機能を充実し、市民生活の利便性の向上を図ります。</p> <p>(2) 経営・創業支援・組織体制の強化</p> <p>商店経営の合理化を図るため、経営管理の適正化に努めます。</p> <p>また、各種制度資金や市の利子補助制度を活用し、中小事業</p>	<p>(1) 商店街等の支援</p> <p>① 商店街の自助努力への支援</p> <p>② 魅力ある商店街形成のため、空き店舗活用、共同事業、イベント等の推進</p> <p>③ キャッシュレス化への対応や宅配サービスの導入など地域密着型サービスの展開</p> <p>(2) 経営・創業支援・組織体制の強化</p> <p>① 商工会議所・商工会等を中心とした後継者育成や創業への支援</p> <p>② 経営の合理化や安定化を推進するための助成制度の利</p>	

<p>め、消費者のニーズに即応する商店街づくりとして、空き店舗の活用、大型店と一体となった活性化策を推進するとともに、急速なデジタル化の状況を踏まえたキャッシュレス化への対応や地域に密着した個性的な事業の展開、市内に点在する特産品販売所の有効利用など、活性化策を検討し、商工会議所・商工会による経営指導体制の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>また、水産業・農林業と連携した活性化策を推進する必要があります。さらに、新たなご当地グルメ・特産品の開発等を進め、「食のまち いちき串木野」として、産業・地域の活性化に生かす必要があります。</p>	<p>所の経営を安定させ、商工会議所や商工会による経営指導の充実を図る施策を進めます。</p> <p>さらに、創業支援や後継者、NPO法人等の育成についても関係機関と連携した取組を行うとともに、共同事業、イベント（産業祭等）の推進や異業種間交流、経営講座等による経営意識の向上を図り体質強化に努めます。</p> <p>(3) 地場産品の販路拡大及び特産品販売所の機能充実</p> <p>地場産業の各分野における特産品の開発を推進するとともに、農林水産業等と連携した需要の掘り起こし体制の確立を図るほか、特産品販売所については、関係機関と連携しながらPRに努め、消費者が求める新鮮で安全・安価な品物の販売について調査・研究し、販路拡大を図ります。</p> <p>(4) 交流人口の確保及び経済交流</p> <p>広域交通体系を活用しながら観光との連携やイベント等の開催により他地域からの交流人口の確保を図ります。</p> <p>また、甌島等との経済交流の推進により商圏拡大に努め、広域的なサービス提供の確立を目指します。</p>	<p>用促進</p> <p>③情報化投資や経営革新、経営基盤の強化への支援</p> <p>④地域密着型企业、組合、NPO法人等の育成</p> <p>⑤まちづくり組織との連携強化</p> <p>(3) 地場産品の販路拡大及び特産品販売所の機能充実</p> <p>①特産品の販路拡大</p> <p>②地域特産品の複合商品化など新たな商品の開発</p> <p>③農林水産業等と連携した新たな需要に対応する体制の確立</p> <p>(4) 交流人口の確保及び経済交流</p> <p>①観光との連携による商店街の活性化</p> <p>②甌島等との経済交流の推進</p>
---	---	---



7) 観光の振興

目 標 値	指標：観光案内所来所数 基準：1,700件 目標：2,000件	
	指標：観光案内所電話問合せ数 基準：1,100件 目標：1,500件	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は吹上浜金峰山県立自然公園の北端に位置し、東シナ海に浮かぶ甌列島と広大な吹上砂丘を眺望する奇岩や白砂青松など優れた海洋性観光資源と、霊峰冠岳などの自然景観に恵まれています。</p> <p>また、自生ビロウ樹北限の地である羽島は、日本の黎明を告げた薩摩藩英国留学生渡欧の地であり歴史・文化などの学術的資源を有しています。</p> <p>海浜公園としての長崎鼻か</p>	<p>(1) 観光資源の整備等</p> <p>本市の有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源の観光資源化を積極的に進めます。</p> <p>また、グリーンツーリズムの推進による農水産業の体験型観光資源としての活用、さらには焼酎製造業や水産加工業などの製造過程の観光資源化、外国人旅行者の誘客を図るための受け入れ体制の整備を進め、様々な観光の需要に対応して</p>	<p>(1) 観光資源の整備等</p> <p>①産業観光の促進</p> <p>②グリーンツーリズムなど体験観光の促進</p> <p>③冠岳周辺の整備推進</p> <p>④観音ヶ池周辺の整備推進</p> <p>⑤薩摩藩英国留学生記念館周辺の整備推進</p> <p>⑥観光資源の発掘推進</p> <p>⑦外国人旅行者の受け入れ体制整備推進</p>

<p>ら照島海岸、市来海岸一帯は、豊かな自然を生かした環境整備を進めています。</p> <p>観音ヶ池市民の森は、千本桜やアジサイ等が植栽されており、多くの観光客が訪れています。</p> <p>また、冠岳一帯は「歴史・自然の里づくり」として冠嶽園、冠岳花川砂防公園、冠岳展望公園、観光農園、串木野ダム周辺の公園、温泉施設が整備されています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、観光の在り方が大きく変化し、対応が求められています。</p> <p>市内に点在する、薩摩藩英国留学生記念館、冠岳、観音ヶ池市民の森、焼酎蔵、物産館、ちかび展示館、日本遺産串木野麓などの観光施設の情報発信を継続し、観光体験メニューの充実と提供体制の整備を図る必要があります。</p> <p>これらの観光資源を活かし、本市の観光振興を図るために総合観光案内所を拠点とした情報発信や関係機関との連携が必要です。</p> <p>また、九州新幹線、JR串木野駅・神村学園前駅・市来駅や南九州西回り自動車道などの交通利便性を活かし、甌島を含めた本市周辺の観光地を結ぶ観光ルートの開発・整備とともに、九州西海岸観光ルートの結節基地としての機能を果たすまちづくりを進める必要があります。</p>	<p>いきます。</p> <p>(2) 観光振興の体制づくり 総合観光案内所や観光特産品協会の運営支援により、観光振興の体制を整備します。</p> <p>(3) 情報発信の推進 総合観光案内所を中心として、関係団体と連携した情報発信に努めます。</p> <p>(4) 広域観光の推進 周辺の観光地とも連携を深め、情報発信など多彩な誘客宣伝活動に努めます。</p>	<p>(2) 観光振興の体制づくり ①観光関係団体への運営の支援 ②観光ボランティアガイドの育成</p> <p>(3) 情報発信の推進 ①観光キャンペーンの推進 ②観光プロモーションの推進 ③総合観光案内所 HP 運営等による情報発信</p> <p>(4) 広域観光の推進 ①周辺自治体・関係団体との連携推進 ②観光ルートの整備促進</p>
		
		

8) 食のまちづくりの推進

<p>目 標 値</p>	<p>指標：食のまち PR パートナー登録数 基準：— 目標：100 件</p>	
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>市民、事業者及び行政が主体的に参画し、互いに理解しあい、協働して取り組むことを基本に、平成21年に制定した食のまちづくり条例に基づく「食のまちづくり基本計画」に沿って、次に掲げる6分野の基本的</p>	<p>(1)「食のまちづくり基本計画」に沿った6分野の基本的施策について、取り組みます。</p> <p>①産業の振興 食材、食品を磨き育て、地産地消を進め産業の振興に取り組みます。</p>	<p>食のまちいちき串木野の目指すべき方向性の確立</p> <p>(1) 第2期食のまちづくりシティセールス基本計画の策定及び計画に基づく取り組みの推進</p> <p>(2) 食のまちPRパートナー制</p>

<p>施策について、取り組んでいます。</p> <p>①産業の振興 ②福祉及び健康の増進 ③教育及び伝承 ④観光及び交流 ⑤環境の保全 ⑥安全で安心な食のまちづくり</p> <p>計画の内容が多岐にわたっていることから分かりにくいという声もあるため、重点化すべき項目を絞り市民に分かりやすくしていく必要があります。</p> <p>今後は、これらの取組を更に進めながら、6次産業化商品の開発、ブランド化及び県内外への食の情報発信等を進めるとともに、本市の食の拠点エリアである「食彩の里いちきくしきの」を中心とした食と観光の連携による食のまちづくりを進め、地域の振興、活性化を図る必要があります。</p>	<p>②福祉及び健康の増進 食育を進め、健全な食生活を実践し、健康の増進に取り組みます。</p> <p>③教育及び伝承 郷土食や食に関する作法を学び、食文化の継承に取り組みます。</p> <p>④観光及び交流 食の魅力を活用し、もてなしの心により観光、交流に取り組みます。</p> <p>⑤環境の保全 豊かな食材を育む海、山、川、里の良好な自然の保全に取り組みます。</p> <p>⑥安全で安心な食のまちづくり みんなで安全で安心な食づくり、提供に取り組みます。 (2)食のまちづくりの方向性の確立、重点化を図ります。</p>	<p>度の活用</p>  
--	---	--

9) コミュニティビジネスの振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市におけるコミュニティビジネス*については、地域特色を生かした食品、地域ブランド米の販売やグリーンツーリズムなど、地域の特性や資源を生かした取組が進みつつあります。</p> <p>これからも地域の特性を生かした社会づくり、企業や行政等の連携や協働、そして得意分野を生かしたまちづくりの推進を図る必要があります。</p>	<p>地域住民が地域の課題解決や自己実現等、活力ある地域形成を推進するため、まちづくり協議会などの地域住民を主体とするコミュニティビジネスの導入について支援を行います。</p>	<p>(1)まちづくり協議会やNPO法人などへのコミュニティビジネス導入支援 (2)NPO法人など担い手の育成 (3)活動拠点となる施設提供の検討や事業の継続性に不可欠な経営指導等の実施 (4)グリーンツーリズムの推進</p>

10) 海外との経済交流

現況と課題	基本的方向	主要施策
-------	-------	------

* コミュニティビジネス…地域で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を生かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていくこと。

本市は東アジア及び東南アジア諸国と近距離にあることから、この地域との友好促進や交流の拡大を図ることが重要であり、海外市場の開拓を目指すため貿易商談会等への参加を企業に呼びかけ、経済交流を促進する必要があります。

(1) 企業の海外市場開拓・進出への支援

地元企業による、東アジア及び東南アジア諸国との交易を支援します。



(1) 企業の海外市場開拓・進出への支援

① 貿易商談会への参加経費等の支援

第4章 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

第1節 社会基盤

1) 道路・交通網の整備

1)-1 道路

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の道路・交通網は、南九州西回り自動車道と国道3号を軸として、国道270号、主要地方道の川内串木野線、串木野樋脇線、一般地方道の荒川川内線、郷戸市来線が幹線道路となっています。中心市街地や周辺部では生活道路等の市道が整備されています。</p> <p>1. 国道 国道3号は、バイパス路線も含め実延長14,585m、国道270号は、6,244mとなっています。市街地外については、一部が狭隘で歩道もなく危険な区域があり、国道3号養護学校入口などの右折車線の整備や歩道の拡張が求められています。</p> <p>2. 県道 県道は、主要地方道串木野樋脇線外2路線と一般県道郷戸市来線外5路線からなる合計9路線で実延長47,720mです。</p> <p>3. 市道 本市の市道は、令和3年4月現在、936路線で延長353,571mです。市街地内の補助幹線道路等の老朽化した側溝及び舗装の整備をする必要があります。</p>	<p>南九州西回り自動車道、国道3号・270号、主要地方道及び一般地方道など広域的な交通網と市内交通網の連携を図り、市街地への通過交通の進入を低減する幹線道路の整備を促進します。</p> <p>市道については、周辺部への配慮や地域間の交流、円滑な移動の実現を目指し、集落間のネットワーク道路として計画的な整備を図るとともに、市街地内の老朽化した側溝及び舗装の整備を行います。</p> <p>また、子どもや高齢者、身体障がい者等、誰もが安心して利用できるように、歩道や歩道橋、信号機の整備など人に優しい交通施設の整備等道路機能の充実を図ります。</p>	<p>(1) 主要道路の整備促進 ① 国道・県道の整備促進</p> <p>(2) 生活道路の充実 ① 生活道路の改良及び整備改修（側溝・舗装） ② 橋梁長寿命化の推進 ③ 神村学園前駅周辺道路の整備</p> <p>(3) 人に優しい道路機能の充実 ① 市街地等の道路のバリアフリー化の推進</p>



【道路・橋梁の現況】

(令和3年4月現在)

区分	路線数	実延長(m) A	整備済延長(m) B	舗装済延長(m) C	整備率(%) B÷A	舗装率(%) C÷A	橋梁	
							橋数	延長(m)
国道	3	27,018	27,018	27,018	100.0	100.0	31	4,060
一般国道	2	14,592	14,592	14,592	100.0	100.0	15	312
高規格道路	1	12,426	12,426	12,426	100.0	100.0	16	3,748
県道	9	47,646	44,491	47,646	93.4	100.0	37	645
主要地方道	3	28,081	26,719	28,081	95.2	100.0	25	451
一般県道	6	19,565	17,772	19,565	90.8	100.0	12	194
市道	936	347,725	239,772	335,739	69.0	96.6	161	2,492

※県道は令和2年4月現在

1)ー2 鉄道・バス

目 標 値	指標：公共交通の充実の満足度（アンケート調査） 基準：20% 目標：50%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>(1)鉄 道 平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、在来線では、平成22年3月に神村学園前駅が開業し、利用者のニーズに対応したダイヤ改正などサービスの向上が図られ、通勤・通学等の市民生活を支える公共交通機関となっています。</p> <p>しかしながら、川内駅～木場茶屋駅間（5.7km）及び串木野駅～東市来駅間（10.9km）の複線化が取り残されているほか、駅周辺においては、交通安全上の整備が求められています。</p> <p>(2)路線バス 地方路線バスは、通勤・通学・通院・買い物等の市民生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、利用者が減少傾向にあります。また、運転手不足により、運行体系の維持が難しくなっています。</p> <p>(3)コミュニティ交通システム 平成23年12月から導入した新たなコミュニティ交通システムでは、市民ニーズに対応した、効率的で利便性の高い交通システムの維持・改善を図っていく必要があります。</p> <p>また、住民主導による新たな地域運行サービスの導入について調査検討していく必要があります。</p>	<p>(1)鉄 道 鉄道事業者に対して複線化の実現とともに、通勤・通学の利便性向上のための快速便の導入等を要請するとともに、利用者のニーズに対応した駅周辺の整備を進めます。</p> <p>(2)路線バス 市民生活を支えるため、効率的な運行の要請と支援を行います。</p> <p>(3)コミュニティ交通システム 公共交通の乏しい地域の市民生活を支えるため、コミュニティバス及び乗り合いタクシーの利便性の高い運行サービスを行うとともに、利用促進を図ります。</p> <p>また、住民主導による新たな運行サービスについて調査検討を行います。</p>	<p>(1)鉄 道 ①鹿児島本線（川内駅～木場茶屋駅間、串木野駅～東市来駅間）の複線化促進 ②新幹線への接続等サービス向上の要請 ③駅周辺の交通安全対策の実施</p> <p>(2)路線バス ①路線の運行維持に対する支援と効率的な運行の要請</p> <p>(3)コミュニティ交通システム ①利用促進策の実施 ②住民主導による新たな運行サービスの調査検討</p>

2) 港湾機能の充実

目 標 値	指標：外国往来船の寄港隻数(貨物) 基準：20隻 目標：20隻	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>串木野新港は、甬島への玄関口であり、甬島島民の足として、生活物資の積出港となる重要な港です。また、東アジア及び東南アジア諸国に至近距離にあり、極めて優れた交易拠点としての条件を持っていますが、港湾施設等の更なる整備が</p>	<p>串木野新港は、港湾施設の整備を図り、この地域を核として沿岸貿易・産業地域となるよう港湾利用の促進に努めます。</p> <p>また、洋上風力発電事業の誘致を進めるとともに、新たな港湾整備を図り、港湾機能の強化を目指します。</p>	<p>(1)甬島航路の維持及び充実 (2)貿易関連企業の育成・誘致及び港湾利用型企業の誘致 (3)港湾施設等の整備 (4)クルーズ船誘致に向けた取組</p>

<p>必要となっています。 川内港は県西部の国際物流拠点として整備が進んでおり、今後串木野新港と連携した輸出促進が見込まれます。また、本市沖合を含む薩摩半島西部海上での民間事業者による大規模な洋上風力発電計画の中での活用も期待されます。</p>		
--	--	--

3) 海岸・河川の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は西側を海に面し、市街地内を五反田川、八房川、大里川等の河川が貫流しています。これら海岸、河川等については、高潮、土石流、河川の氾濫等の災害から安全な市民生活を保障する防災性の向上を基本として、今後も災害発生危険箇所の解消や、寄洲除去等に努める必要があります。</p> <p>海岸は吹上浜金峰山県立自然公園に属し、白砂青松の美しい景観を有し、重要な自然環境資源として市民に認知されていますが、近年、海岸線の侵食が進んでいることから、生態系の保全に配慮しつつ海岸環境を整備する必要があります。</p> <p>河川は、飲料水や農業用水等に利用されるとともに、市民生活に潤いをもたらす身近な自然環境資源です。そのため、水質の保全に努める必要があります。</p>	<p>海岸や河川等については、高潮災害、河川の氾濫、土石流災害等から人命と財産を守るため、寄洲除去等による維持管理や整備を進めるとともに、溜池・堰・用水路等の整備を進めます。</p> <p>産卵に訪れるウミガメの保護、海岸や河川に生息するシオマネキ、ホタル、淡水魚等などの生態系の保全に配慮しながら、海岸・河川環境の整備を進めます。</p>	<p>(1) 災害に強い海岸・河川の整備</p> <p>①海岸保全事業の促進 ②河川改修の整備促進 ③河川寄洲除去の促進 ④火山砂防事業の促進</p> <p>(2) 海岸・河川環境及び水質の保全</p> <p>①生態系の保全 ②保安林の機能維持と活用</p>

4) 公園・緑地の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>公園・緑地は、市民のレクリエーションと憩い・ふれあいの場で、豊かなコミュニティの形成並びに健康増進を図る場として重要な役割を果たしています。</p> <p>公園は、58箇所あり、面積は74.30haです。</p> <p>余暇時間の増加により、また災害発生時の避難場所等として、防災機能やユニバーサルデ</p>	<p>(1) 地域特性を生かした公園・緑地の整備</p> <p>本市の特性である美しい海浜や河川等の自然に親しめ、スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティ等の場となるような整備を進め、市民に安らぎと潤いを与えると同時に、交流人口の増加を図ります。</p> <p>(2) 身近な公園・緑地の整備</p>	<p>(1) 地域特性を生かした公園・緑地の整備</p> <p>①海洋性レクリエーションの場としての吹上浜金峰山県立自然公園の整備促進 ②公園・広場整備の推進（神村学園前駅周辺等）</p> <p>(2) 身近な公園・緑地の整備</p>

<p>ザインに対応した公園・広場の適正な整備を図っていく必要があります。</p> <p>維持管理については、指定管理者制度をはじめ、経費節減と効率化を図り、市民との協働による維持管理体制の構築、公園施設の老朽化に伴う年次的な施設の改修、改善を行い、利便性の向上と安全の確保を図る必要があります。</p>	<p>災害時の一次避難地となり得る整備に努めるとともに、バリアフリー化や地域の実情に応じた整備等、維持・管理方法を利用者である地域住民を交えて検討し、魅力向上に努めます。</p>	<p>①花や緑の植栽など美しい快適な街並みの整備</p> <p>②公園のバリアフリー化や地域の実情に応じた整備（長崎鼻公園整備事業）</p> <p>③子育てや高齢者の交流の場となる公園の整備</p> <p>④共生協働のまちづくりと一体となった維持管理体制づくり</p>
---	---	--

5) 住宅の充実

<p>目 標 値</p>	<p>指標：公営住宅長寿命化整備状況 基準：109戸 目標：161戸</p>	
	<p>指標：未分譲住宅団地区画数 基準：46区画 目標：36区画</p>	
<p>現況と課題</p>	<p>基本的方向</p>	<p>主要施策</p>
<p>(1) 公営住宅等</p> <p>市営住宅で26団地、管理戸数509戸（うち特公賃2戸）、県営住宅で5団地319戸を有しており、長寿命化計画を作成し維持・補修を進めています。</p> <p>一部の市営住宅は、狭小で老朽化し、現在の生活水準に適合する設備及びバリアフリー等が未整備であるほか、耐震強度を充たしておらず、改修や用途廃止が必要となっています。</p> <p>定住促進住宅は、酔之尾東団地に64戸を有し、子育て支援住宅として利用されており、市外からの定住促進を図っています。</p> <p>(2) 地域振興住宅</p> <p>小規模校地域で地域振興住宅（羽島・荒川・旭）を5戸建設し、地域の活性化を図っています。</p> <p>(3) 一般住宅</p> <p>がけ地の崩壊等により災害を受ける恐れが予想される危険な住宅の移転を促進するとともに、耐震強度を充たしていない住宅の安全確保を図る必要があります。</p> <p>また、人口減少に伴い空き家も増加傾向にあることか</p>	<p>(1) 公営住宅</p> <p>老朽化した公営住宅等の今後の方向性について、新築・建替・改修又は処分を含め、長寿命化計画に基づき対策を進めます。高齢者及び障がい者等が住みやすい環境づくりのためバリアフリー化を進めます。</p> <p>(2) 地域振興住宅</p> <p>地域振興住宅は、小規模校地域でまちづくり協議会と一体となった整備を進め、定住促進・地域活性化を図ります。</p> <p>(3) 一般住宅</p> <p>危険地等に存在する住宅について、移転等や耐震化を促進するとともに、空き家の有効活用を図ります。また、定住促進補助制度の周知や適正な価格の設定を図りながら、分譲団地の販売を促進します。</p>	<p>(1) 公営住宅等の整備</p> <p>①長寿命化計画の推進</p> <p>②バリアフリー化の推進</p> <p>(2) 地域振興住宅の整備</p> <p>(3) 一般住宅対策の推進</p> <p>①がけ地近接等危険住宅移転事業の推進</p> <p>②常時浸水危険住宅移転等事業の推進</p> <p>③耐震化補助事業の推進</p> <p>④空き家の有効活用（空き家流通促進体制の構築）</p> <p>⑤分譲住宅団地売却の推進</p>



<p>ら、実態調査を進めながら利活用を進めます。</p> <p>分譲住宅団地としては、ウッドタウン団地、羽島矢倉団地、羽島松尾団地、市来小城団地を有しており、定住促進を図る必要があります。</p>		
--	--	--


【本市における公営住宅・分譲団地の整備状況】

(令和3年10月末現在)

公営住宅	住宅名	棟数	戸数	建築年	住宅名	棟数	戸数	建築年
市営住宅	塩屋堀住宅	2	11	昭28・昭37	佐保井住宅	6	27	昭51・昭52
	新生町住宅	4	4	昭34	珍ノ山住宅	1	5	昭54
	郷野原住宅	4	24	昭48～昭50	中組住宅	5	22	昭56～昭60
	土川住宅	2	2	昭40	松下住宅	4	6	昭61
	袴田住宅	4	9	昭37・昭40	芹ヶ野住宅	7	14	昭63・平元
	照島住宅	2	5	昭40	金山住宅	2	4	平元
	羽島住宅	1	5	昭40	ひばりが丘団地	7	80	平元・平2
	大六野住宅	1	4	昭40	文京町団地	5	52	平5・平6
	旭住宅	1	5	昭40	日ノ出住宅	5	98	平9～平14
	松尾住宅	1	4	昭41	ウッドタウン串木野団地	29	54	平10～平28
	森木住宅	3	11	昭41	荒川住宅	4	8	平13～平16
	浜西住宅	1	8	令元	平佐原住宅	2	18	平16・平17
	新田住宅	2	11	昭47・昭48	酔之尾東団地	2	16	昭55
					計	107	507	
市営住宅(特定公共賃貸住宅)					ウッドタウン串木野団地	1	2	平10
定住促進住宅					酔之尾東団地	2	64	昭55
地域振興住宅					羽島地域振興住宅	2	2	平27
					荒川地域振興住宅	2	2	平29
					旭地域振興住宅	1	1	平30
県営住宅	串木野団地	5	111	昭48～昭50	市来団地	5	48	昭61～昭63
	ひばりが丘団地	5	58	平元・平2	橋之口団地	3	48	昭53・昭54
	ウッドタウン串木野団地	27	54	平10～平12	計	45	319	
分譲団地	団地名	区画数	分譲済	建築済	団地名	区画数	分譲済	建築済
	ウッドタウン団地	50	19	19	荒川団地	5	5	5
	羽島矢倉団地	14	13	9	芹ヶ野団地	8	8	8
	羽島松尾団地	11	10	7	市来小城団地	50	37	32
						計	138	92

6) 市街地の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>区画整理事業は、都市基盤・生活基盤施設と良好な宅地供給を一体的に整備改善でき、健全な市街地の形成、良好な住環境の整備に最適な事業であることから、戦前の第一地区(島平)を始めとして、あわせて9</p>	<p>(1) 麓土地区画整理事業を推進するとともに、野元地区、市来駅前地区については、整備手法を検討し、住環境整備を進めます。</p> <p>(2) 快適機能的な都市機能の充実のため市街地を通過する交</p>	<p>(1) 住環境の整備</p> <p>①麓土地区画整理事業の推進</p> <p>②既存道路の拡幅改修等による住環境の整備</p> <p>(2) 神村学園前駅周辺地区の開発促進</p>

<p>地区が完了しています。その合計面積は275haで、用途地域面積（721ha）の38%に相当します。</p> <p>中心市街地の大部分は、これらの区画整理事業によって整然とした街並みとなっています。</p> <p>現在施工中の麓地区の施工区域面積は44.2haで事業完了年度は令和9年度を予定しています。</p> <p>また、野元地区については、道路の幅員が狭く早期の整備が望まれております。</p> <p>市内3駅周辺では、立地適正化計画に基づく計画的な市街地形成が望まれております。</p>	<p>通量を緩和するための道路の整備を進めます。</p> <p>(3) 神村学園前駅の周辺部においては、土地利用計画及び地域の実態に即応した整備を行います。</p> <p>(4) 開発許可制度に基づく宅地造成事業については、有効適切な指導・規制・誘導を行い、計画的な市街地形成を図ります。</p>	<p>(3) 立地適正化計画に基づく計画的な市街地形成を促進</p> 
---	--	---

7) 都市景観の形成

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は、薩摩半島北西部、日本三大砂丘のひとつである吹上浜北端に位置し、白砂青松の美しい海岸線を有し温暖な気候となっています。</p> <p>また、近代日本の黎明を告げた薩摩藩英国留学生渡欧の地、観音ヶ池市民の森、冠岳などの自然景勝地など、歴史や文化を感じさせる多種多様な地域資源が数多くあり、こうした地域資源を生かした個性ある景観の創造・保全が望まれています。</p> <p>景観は、市民全ての共有の財産であり、これらを魅力的に磨き上げていくために、市民、事業者、行政のそれぞれが、より良いまちに育てていこうという姿勢をもつとともに、市民が都市景観形成に積極的に参加することが望まれています。</p>	<p>(1) 各地域の景観特性や景観要因を保全・再生・活用し、市民が親しめる景観の形成を図ります。</p> <p>また、地域の拠点となる駅周辺、商店街、住宅地などにおける整備では、新たなまちの顔となる景観の創造に努めます。</p> <p>さらに、街路、公園、公共の建物などの公共空間の整備では、周辺環境や景観に配慮して地域性豊かで魅力的な空間形成を創出します。</p> <p>(2) 歴史的景観資源の保全・再生・活用等を進めます。</p> <p>(3) 公園・道路の整備では、緑豊かで、四季を通じて花木の香りに満ちたまちづくりを進め、景観の維持・保全に努めます。</p> <p>(4) 市民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくため、市民総参加による環境美化運動を推進します。</p>	<p>(1) 地域特性を生かした創造性豊かな景観形成の推進</p> <p>(2) 歴史的景観資源の保全・再生・活用</p> <p>(3) 自然環境との共生空間の形成</p> <p>(4) 市民とともにつくる景観づくりの推進</p>  

8) 情報通信基盤の整備

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>近年のICT（情報通信技術）の急速な発展により、多くの人がスマートフォンなどのモバイル端末を所持し、生活のあらゆる場面で活用するなど、社会生活に大きな変化をもたらしています。</p> <p>国においては「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定やデジタル庁の創設など、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全国的に推進することとしています。</p> <p>本市においても、通信事業者による情報通信網の整備が進んでいる中、市民サービスの向上を図るため、行政手続きのオンライン化を推進する必要があります。</p> <p>また、防災や子育て、イベント情報などを、SNSを通じて迅速・的確に発信する必要があります。</p>	<p>(1) 情報通信基盤 国・県の情報化施策を活用した高度情報通信網などの情報通信基盤の整備を進めます。また、災害時の活動拠点及び避難所や観光施設等での通信機器の整備を推進します。</p> <p>(2) 行政情報化 「自治体DX※推進計画」に基づき、行政事務のデジタル化を進め、マイナンバーカード等を活用した行政手続きのオンライン化を推進します。また、リモート会議やテレワークなどICTの活用に努めます。</p> <p>(3) 地域情報化 防災や子育て、イベント情報などを、SNSを通じて迅速・的確に発信するように努めます。</p>	<p>(1) 情報通信基盤 ①高速情報通信網の整備促進 ②情報化計画の策定・推進</p> <p>(2) 行政情報化 ①行政事務のデジタル化の推進 ②行政手続きのオンライン化の推進 ③新たな情報通信技術の活用</p> <p>(3) 地域情報化 ①SNSを活用した情報発信</p>

※ DX（デジタルトランスフォーメーション）…Digital Transformation (Trans を X と略する英語圏での一般的な表記に準じている。)の略で、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良い方向へ変革することを言う。

いちき串木野市第2次総合計画

資料編

■第2次総合計画基本構想

(※基本構想は目標年度が平成38(令和8)年度であるため、平成29年3月に策定したものを掲載)

■参考資料

策定経過概要

総合計画策定要綱

企画委員会

■第2次総合計画基本構想

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成18年度（2006年度）に策定したいちき串木野市第1次総合計画（目標年度：平成28年度（2016年度））に基づき、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、少子高齢化の進行と人口減少、国際化や安心・安全への意識の高まり、地方分権や地方創生の推進など、社会経済情勢は転換期を迎え、本市を取り巻く環境も大きく変化してきています。

こうした時代の潮流や行政課題に的確に対応しながら、都市基盤・生活環境の整備、産業・経済の活性化、文化・教育の振興、国際化等、本市の発展と市民福祉の向上を図るため、市民が主役のまちづくりの実現を目的としたいちき串木野市自治基本条例に基づき市民の参画を得て、本市の進むべき方向についての基本的な指針となる「いちき串木野市第2次総合計画」を策定します。

第2節 計画の呼称、期間及び区域

この計画は、「いちき串木野市第2次総合計画」と称し、計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10か年とします。

この計画の対象区域は、いちき串木野市行政区域を原則としますが、計画の策定に当たっては周辺市との広域的観点から関連する圏域についても十分考慮するものとします。

第3節 計画の性格及び役割

この計画は、長期的な展望に立って本市の進むべき方向と目標を示すとともに、これを達成するための施策を明らかにするものであり、次のような役割を担います。

1. 市政の総合的かつ計画的な運営の基本となるものであり、個別又は部門ごとの計画及び諸施策の推進の基準とします。
2. 国・県・関係機関等に対しては、この計画の示す方向と施策について必要な事業の推進と措置を要望し、その実現を期待します。
3. 市民や民間企業に対しては、この計画の示す方向及び施策の推進について理解と協力を得るとともに、その活動を誘導する指針となることを期待します。

第4節 計画の構成

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

（基本構想）

基本構想は、基本理念、本市の将来像、市政推進の基本方針及び施策の大綱を明らかにするとともに、目標年度における市勢の姿を示すもので、いちき串木野市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものです。

基本構想の目標年度は、平成38年度（2026年度）とします。

（基本計画）

基本計画は、基本構想を実現するための施策について、市政の各分野にわたり、基本構想に基づき基本方針及び施策を体系的に明らかにするもので、実施計画の基礎となります。

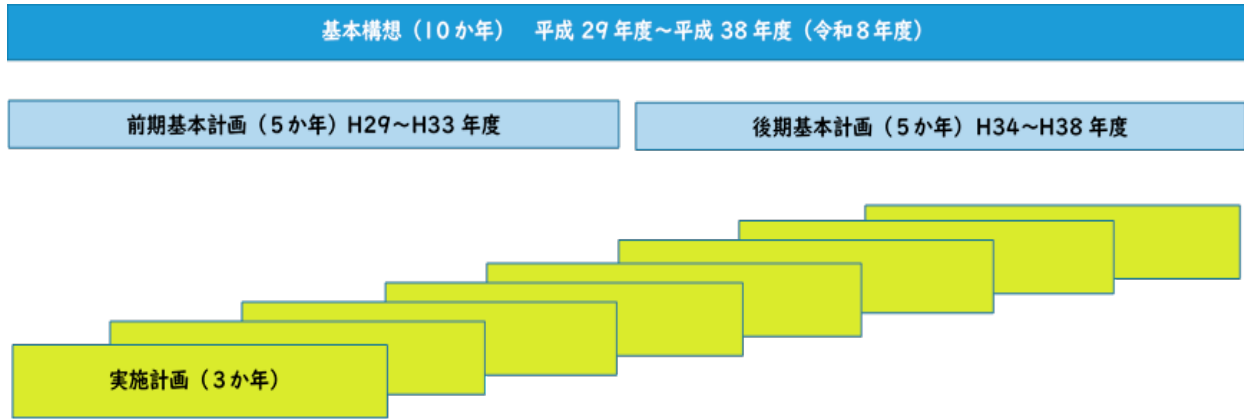
また、基本計画は、市が実施する施策はもとより、国・県及び民間部門に期待すべき施策についても計画するものとします。

基本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までと、平成34年度（2022年度）から平成38年度（2026年度）までの前期・後期の5か年ごとに計画します。

(実施計画)

実施計画は、基本計画に定められた施策を計画的かつ効率的に実施するために必要な事業を明らかにするもので、財源に裏付けされた具体的な計画として、毎年度の予算編成の指針となります。

実施計画は、事業計画と財政計画からなり、計画期間は、毎年向こう3か年を期間とするローリング方式で策定します。



第2章 いちき串木野市の特性

本市は、豊かな自然や歴史・文化、地理的特性など多くの資源を有しており、総合計画においては、これらの特性と課題を踏まえた施策を推進していく必要があります。

第1節 海・山・温泉などの豊かな自然

本市は、市街地の西側を東シナ海に、北側と東側を山々に囲まれており、これらの地形がもたらす清らかな地下水や温泉、温暖な気候など豊かな自然に恵まれています。

これら豊かな自然は、私たちに安らぎと健康を与え、持続可能な社会生活を営む上でかけがえない財産であるとともに、その自然景観は地域の資源であります。

第2節 積み重ねられた歴史と文化

本市には、縄文後期に人々が漁労や狩猟をして生活を営み、広い範囲にわたって人と物と情報の交流をしていたことを示す県指定文化財の市来貝塚や、徐福伝説とともに、薩摩における山岳仏教の中心地として発展してきた冠岳があります。

さらに、江戸時代の陸上交通において九州筋の宿場として、また海上輸送における物資等の集散地として栄えてきた一方、明治以降は金鉱業と遠洋まぐろ漁業のまちとして栄えてきたという、これまでに積み重ねられた歴史と、そこから生まれた文化があります。

第3節 東アジア及び東南アジアに開かれた地理的特性

本市は、鹿児島県の薩摩半島の北西部、日本三大砂丘の一つである吹上浜の北端に位置し、東シナ海に面して東アジア及び東南アジアに近いという地理的特性を有しています。そのため、古くは密貿易が行われ、また近代日本の黎明を告げた薩摩藩留学生渡欧の地であり、東シナ海の豊富な漁業資源を求める沿岸漁業や遠洋まぐろ漁業の母港としての役割を果たしてきました。

第4節 自然・歴史文化・地理的特性に育まれた特産

本市には、これまで述べてきた自然、歴史文化、地理的特性に裏打ちされた特産品として、遠洋まぐろ漁業の「まぐろ」、沿岸漁業による「つけあげ」「ちりめん」などの水産加工品、清らかな地下水を利用した「焼酎」、温暖な気候がもたらす「みかん」「ポンカン」「サワーポメロ」「早掘りばれいしょ」のほか、「ハム製品」などがあります。

第2編 基本構想

第1章 いちき串木野市の基本理念

第1節 基本理念

まちづくりの基本は、市民が愛着と誇りを持って住み続けることができるような安心・安全で、健康に暮らせる環境づくりにあります。

そして、本市に住むすべての人々が、共に支え合える人や地域の輪を広げ、快適な生活空間となるよう自らが取り組んでいく姿こそが魅力となり、人々を惹きつけ、選択されるまちとなります。

本市は、主役である市民が、地域、行政、事業者や団体と一体となって豊かで魅力あるまちづくりを進めていくという方針のもと、『**住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり**』を基本理念とします。

第2節 将来都市像

子どもから大人まで、市民一人ひとりが、健康で自分らしい生活を送りながら、地域、行政、事業者や団体と協働する環境のもと、生涯にわたっていきいきと生きがいと誇りをもって活動し、まちづくりの主役として育まれていくことがまちの活力となります。

本市には、積み重ねられた歴史とともに、そこから生まれた民俗芸能や特産品に代表される食など、特色ある文化があり、本市固有の地域資源を受け継ぎながら、新たな魅力を引き出し、活用したまちづくりを進めることが求められています。また、市民が教養を深め豊かな個性を伸ばせる環境づくりが、たくましく生きる力を持った青少年の育成や文化活動が盛んな、文化の薫り高い心豊かなまちを育みます。

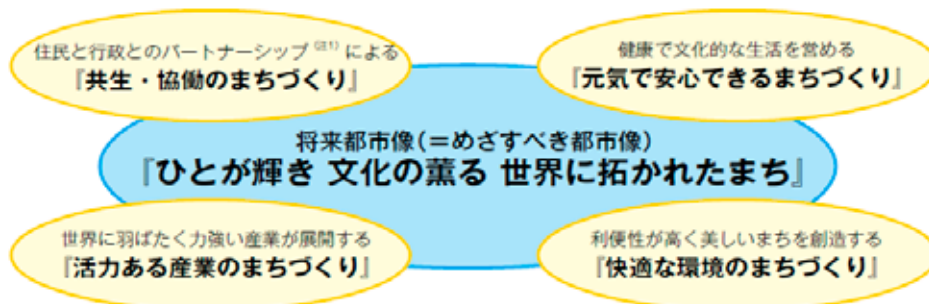
一方、本市は、世界の漁場で操業する遠洋まぐろ漁業のまちであり、薩摩藩士が渡欧した英国や姉妹都市である米国サリナス市との交流を図ってきました。国際化が進展するなか、人口減少社会においては、地域経済の活性化のために外需を取り込むことも重要となっており、姉妹都市や経済発展の目覚ましい東アジア及び東南アジアをはじめ世界各国との文化や経済の交流を図ることが、国際化に対応する人材の育成や産業の振興につながります。

こうした視点に立ち、基本理念を踏まえたまちづくりを展開していくための目指すべき将来都市像を『**ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち**』と掲げます。

第3節 基本方針

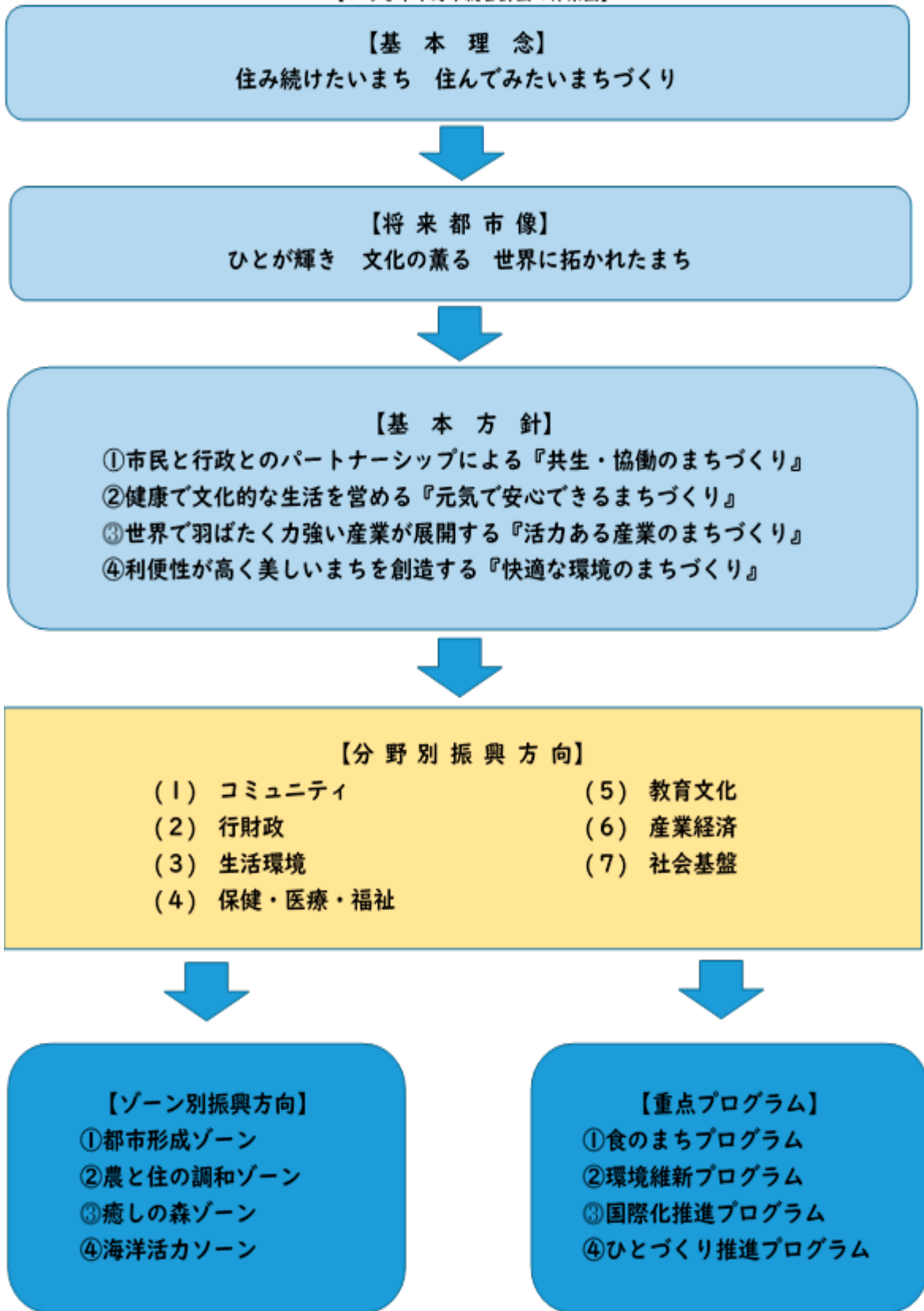
将来都市像の実現を図るために、次の4つの基本方針を設定します。

- (1)住民と行政とのパートナーシップ*による「共生・協働のまちづくり」
- (2)健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
- (3)世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」
- (4)利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」



※ パートナーシップ…友好的な協力関係

【いちき串木野市総合計画の体系図】



第2章 施策の大綱

これらの基本方針に基づく施策の大綱を示し、将来都市像の実現に向けた市政の展開を図ります。

第1節 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

まちは、人によって創られ、人によって発展します。まちづくりを進めるためには、多様な主体が相互にその特性や役割を認識し、尊重し合いながら対等な立場で、共通の目的を達成するために協力していく共生・協働の精神が重要です。

そのため、少子高齢化への対応や環境保全、生活環境の管理といった地域を取り巻く様々な課題に対して、市民一人ひとりが互いに尊重しながら、自らの役割や責務を自覚し主体的にまちづくりに参画するとともに、互いに協働して進めていくことが必要です。

以上のような状況を踏まえ、市民が主役となり地域が主体となったまちづくりを、補完性の原則※に基づいて実践していくことで、市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』をめざします。

1. コミュニティ

市民が主役となり、地域が主体となったまちづくりを展開していくために、補完性の原則に基づいたコミュニティの強化を図っていくことが必要です。

そのため、市民は一人ひとりの人権を尊重し、自らの意思と責任に基づき、まちづくり協議会を中心とした市民自治によるまちづくりに努め、行政は情報の共有化を図り市民自治活動を尊重し支援や協力を行うなど、協働して豊かな地域社会の実現に努めます。

1) 市民参画と協働の推進

市民と行政の相互理解に基づくパートナーシップの構築等に努め、行政への市民参画や協働によるまちづくりを進めます。さらに、市民一人ひとりの声がまちづくりに活かされるように、行政への参画機会の増大を図ります。

2) 市民自治活動の充実

各地区の特性を生かした地域づくりを推進するため、まちづくり協議会を中心とした市民の自主的・主体的な自治活動を支援します。また、拠点となる交流センターの整備に努めます。

3) 広報・広聴

行政情報の市民との共有化を進めるために、積極的な情報提供や広聴活動の充実を図ります。

4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人権が尊重される社会づくりや男女共同参画社会の進展を図るため学習・啓発活動を推進します。

2. 行財政

国・県の補助制度等を効果的に活用しながら、市民の満足度の向上と効率的な行財政運営を両立できる体制づくりが必要です。

そのため、より積極的な行財政改革に取り組むとともに、多様化・高度化する市民ニーズに応えられる質の高い行財政の構築を図ります。

※ **補完性の原則**…住民の自助・共助で解決できるものは、住民の自主的・自発的行動で解決し、それが不可能な場合に、民間企業が行う。それでも困難な場合にだけ公助として行政が保管・支援を行っていく責任と義務があるという原則。

1) 効率的・効果的な行政の運営

社会情勢の変化や行政課題に迅速かつ的確に対応できるように、効率的な行政機能の改善・充実に努めます。

そのため、組織機構の見直しや事務事業の再編・整理、民間委託等の活用により、計画的な定員適正化に努めるとともに、職員の意識改革を行い、職員研修や人事管理等を通して人材育成を推進します。

2) 健全な財政の運営

市町村合併に対する支援措置等が縮減するなか、持続可能な地方自治体として存続していくため、財源の積極的な確保に努めます。また、事務事業等の見直し、公共施設の適正化などの行政改革を推進することにより、健全財政の確立を図ります。

3) 広域行政の推進

高速交通体系の発達や高度情報化の急速な進展に伴う日常生活圏の広域化や多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、連携中枢都市圏等の広域行政の推進を図り、圏域の一体的な振興発展に取り組みます。

第2節 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的な資源を数多く有しています。また、様々な文化的活動や活発な国際交流、特色のある教育・文化に関する活動や環境が充実しています。

これらの生活環境を維持しつつ、さらに磨き上げ、自然と調和した質の高い生活空間の整備を図っていくことが必要です。また、人々が安心して暮らすためには、健康づくりや医療・福祉の充実が欠かせないもので、市民生活の身近な場所で健康づくり活動を実践できる環境を整えながら、地域で支える福祉社会の実現に向けた取組を進め、生涯を通じて健康で充実した市民生活が送れるようなまちづくりを進めることが必要です。

以上のようなことを踏まえ、豊かな自然環境が生活環境にうまく活用され、教育・文化や保健・福祉の環境が充実したゆとりとうるおいに満ちた生活空間のなかで、都市的な利便性を同時に感じられるよう、健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』を目指します。

1. 生活環境

本市は、海・森林・河川などの自然環境に恵まれており、これらの自然環境は本市の市民生活や産業等に大きく貢献していることから、まちづくりを進めるうえで生活環境や産業振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及など自然環境保全に向けた取組を強化します。また、良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性の確保にも十分に配慮していきます。

さらに、住宅地などにおける治安対策や消防・防災体制の充実、公園・緑地の整備、環境美化活動などを進め、美しく快適な街並みや良好な住環境の整備に努めます。

1) 環境の保全

本市の持つ海岸線や森林・河川などの自然環境の保全や監視活動を強化するとともに、環境学習機能の整備充実を進め、市民の自然環境に対する意識の向上を図ります。

2) ごみ処理の充実

環境問題に対する市民の意識の高揚を図るとともに、各家庭・事業所などから排出される一般ごみの発生抑制、減量やリサイクル等の再資源化を積極的に進め、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組を推進します。

3) 水道の安定供給

水道事業の効率化及び災害に強い施設整備を推進し、経営安定と安全な水の安定供給を図るとともに、関係機関と連携し水源涵養林[※]としての森林の保全に努めます。

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

自然環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置促進や下水道、漁業集落排水施設の普及のほか、災害に強い施設整備に努めます。また、し尿及び浄化槽汚泥は、循環型社会に適合した適正な処理を行います。

5) 住環境の整備

自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力による宅地等の開発に努めます。公園・緑地については、防災面や憩いの場の創出のために、水や緑などの資源を生かしながら、子育てや高齢者の交流の場となるように整備を進めます。また、空き家の対策を進め、住環境の整備に努めます。

6) 火葬場・墓地の適正な管理

火葬場については、引き続き適切な管理運営に努めます。また、墓地については、市民ニーズを踏まえた環境整備を進めるとともに、適切な管理に努めます。

7) 消防・防災の充実

火災、地震、津波、風水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、常備消防及び消防団の消防力の向上を図るとともに、自主防災組織等の関係機関と情報共有するなど緊密な連携を保ち、体系的な消防・防災体制を構築します。このため、石油貯蔵施設立地地域における交付金制度等を有効活用して、施設等の整備を行い、消防・防災体制の充実・強化を図ります。また、川内原子力発電所に対する原子力防災対策の充実を図ります。

8) 交通安全の充実

交通事故等を未然に防止するため、関係機関との連携を図りながら、交通安全対策を強化するとともに、子どもや高齢者を中心に交通安全に対する教育・普及活動を充実します。

9) 防犯対策の強化

犯罪を未然に防止するため、防犯対策を強化するとともに、市民相互による見守り体制などの構築を進めます。また、防犯灯設置や各地区での防犯体制づくりを支援するほか、防犯に対する教育・普及啓発活動に取り組みます。

10) 消費生活の充実

消費者苦情等に対する相談体制を充実するとともに、消費者情報の提供などの取組を推進します。

11) エネルギー対策の推進

地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出量を抑制するため、地球環境に与える負荷の少ない太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入促進や、省エネルギー対策に市民・事業者・行政が一体となった取組を進めます。

電力システム改革に伴い設立した地域新電力事業を中心として、公共施設・家庭・事業所への公共エネルギーサービスや再生可能エネルギーの拡充などを展開し、エネルギーと産業おこしを組み合わせた環境維新のまちづくりを推進します。

※ 水源涵養林…雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調整するための森林。

2. 保健・医療・福祉

少子高齢化の進行や健康への関心が高まるなかで、高齢者、障がい者、児童を含むすべての市民が、健康で自立した生活を送ることができるまちづくりを進める必要があります。

そのため、各地区で健康づくりに取り組める支援を行うとともに、子育て支援体制の充実や在宅介護を支える高齢者福祉の充実・強化を進め、各年代・世代に応じた保健・医療・福祉施策を推進します。また、保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保、社会福祉団体やボランティア団体の育成・充実に努めます。

1) 健康づくりの推進

市民が主体的に健康づくりに取り組めるような意識啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。

また、各種検診等の充実を図り、健康保持や疾病等の予防のほか、心の健康づくりに努めます。

2) 地域医療体制の充実

地域医療の充実を図るため、保健・医療・福祉の連携を図り、市民が安心・安全な日常生活を営める医療体制の整備に努めます。

また、いつでも迅速で質の高い医療サービスを受けることができるよう、救急医療体制及び休日・夜間の医療体制の維持を図ります。

3) 子育て支援体制の充実

子どもを安心して産み育てられる環境をつくるため、経済的負担の軽減や相談体制のほか、多様なニーズに合わせた保育体制の充実に努めます。

また、児童虐待の早期発見や相談支援体制の充実・強化に努めます。

4) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域において、健康でいきいきと安心して生活ができるように、生活支援対策や生きがい対策、家族介護支援対策の充実を図ります。

また、バリアフリー化の推進や見守り体制を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進め、社会参加の促進に努めます。

5) 社会保障の充実

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の安定的な運営に努めるとともに、保健事業や介護予防事業を推進し、医療費等の抑制に努めるとともに、各関係団体・機関等と連携し、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、国民年金については、年金制度の普及啓発に努めます。

6) 障がい者(児)福祉の充実

障害の有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、誰もが安心して日常生活や社会生活を営めるよう、市民が互いに助け合い、支え合う地域福祉の推進を図るとともに、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。

また、公共施設をはじめ公共性の高い施設などのバリアフリー化を促進します。

7) 母子父子福祉の充実

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援・経済的支援など、子どもと共に健全な生活を営むことができるように、総合的な支援対策に努めます。

8) 地域福祉の推進

市民が共に助け合い、支え合う地域福祉を推進するため、市民による相互扶助の体制整備を促進するとともに、福祉団体やボランティア団体等の育成、支援及び人材育成に努めます。

災害時においては、要配慮者に関する情報を関係機関が共有し、避難時の支援体制の強化に努めます。

9) 生活困窮者の自立支援等の充実

生活困窮者自立支援制度の機能充実を図り、生活困窮者について早期に支援を行い自立の促進に努めます。

生活保護受給者の個々の状況に応じた支援を関係機関と連携しながら取り組み、自立の促進を図ります。

3. 教育文化

他人を思いやり、生命や自然を大切にする心など豊かな心を持ち、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる力が求められています。

このことから、本市では「ふるさとを愛し、夢と志を持ち、心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指します。

1) 生涯学習の充実

市民がいつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって学び、その成果を地域社会等で生かすことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

2) 学校教育の充実

確かな学力をもち、心豊かで心身共にたくましい児童生徒の育成を目指し、家庭や地域と一体となった学校教育を推進します。また、学校運営協議会制度を導入し、地域と共にある学校づくりや小中一貫教育を柱とした幼・小・中・高間の連携教育を推進し、各校種間のスムーズな接続を目指します。さらに、特別支援教育の充実を図ります。

教育環境については、学校施設の計画的な改修や社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した質的な整備を図るとともに、地域との交流や施設の効率的な活用の観点から、地域生涯学習拠点としての学校施設の利用促進を図ります。

学校給食については、安心・安全で栄養バランスのとれた食事の提供や地場産物の活用、食育の推進に努めるとともに、新学校給食センターの整備を図ります。

3) 社会教育の充実

学校・家庭・地域社会や社会教育関係団体等が相互に連携しながら、家庭や地域の教育力の向上を図るための学習機会の充実に努めます。

また、引き継がれている教育的資源を生かしながら、ふるさとを愛する心、豊かな心を備えた夢と志をもった青少年を育成するため、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進します。

4) 地域・文化の保存・継承

有形・無形文化財の保存継承活動に対する支援を充実するとともに、郷土の歴史や文化の学習、様々な文化活動などを気軽に実践できる環境づくりに努めます。

5) スポーツの充実

いつでも、どこでも、誰でもスポーツやレクリエーション活動に親しみ、生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動を一体として推進するとともに、競技団体等との連携を深め、各種スポーツの普及、競技人口の拡大及び競技力の向上を図るなど、生涯スポーツの振興に努めます。

また、総合体育館、多目的グラウンド、庭球場、パークゴルフ場及び市来運動場などのさらなる利用促進に努めるとともに、各種競技大会やイベントの開催、県内外からのスポーツの誘致を推進します。

6) 国際交流の充実

昭和54年（1979年）から交流が続いている姉妹都市米国サリナス市とは、交流のさらなる発展を図るため、出身者の2世3世等との連携を進めます。また、東アジア及び東南アジアとの交流促進を積極的に図り、特色のある交流を進めます。

国際化に対応して、人材や団体の育成など国際交流の基盤を強化してすそ野の広い交流活動を推進するとともに、留学生などの外国人にも便利で暮らしやすいまちづくりを目指します。

第3節 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスなどを包括的に支援する地域ブランドの確立は、それぞれの産業の競争力や付加価値を向上させるために有効な手段で、まちづくりにとって非常に重要です。

これまで、農林水産業や食品関連産業を中心に産業振興が図られていますが、都市間競争、地域間競争の激化とともに、産業構造や消費者の需要の変化、後継者問題や経済の国際化の進行などにより、競争力のある産業として、どのように維持・発展していくかが課題となります。

そのため、これまで育まれた産業の振興を図ることに加え、観光面への活用を進めることによる従来の産業のさらなる高付加価値化を図ると同時に、異業種間や産学官の連携などにより、地域に根ざした新たな産業の育成・誘致につなげることが必要です。また、串木野港の開港を目指した取組をさらに充実させ、交通体系に優れている高い利便性を生かした物流拠点基地化を進めることによって、貿易関連企業の育成・誘致などの産業の活性化を図ることが必要です。

以上のような状況を踏まえ、産業振興の方向として、食品関連産業を中心とした産業群を形成していくことによって、世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』を目指します。

1. 産業経済

本市の持続的な発展を支え、いきいきとしたまちを創出するためには、産業の活性化が不可欠です。また、多種多様な就業機会を確保することは、定住人口の維持・拡大のための重要な条件でもあります。

そのため、食のまちづくりの推進を図りながら、農林水産業の高度化・高付加価値化の推進や地域資源を生かした観光・交流活動の促進を図り、これに連携した各種産業の振興のほか、地産地消の取組等を展開していきます。

また、新たな産業構造や雇用の創出、労働力の確保を図るため、企業誘致や海外との経済交流等を推進していきます。

さらに、海洋資源の活用や新しい農産品の開発などによる新しい産業の育成を目指した取組を進める一方で、地域に密着したコミュニティビジネスの育成に努めます。

1) 農業の振興

安心・安全で、新鮮な食品に対する需要に対応するため、減農薬や有機栽培など環境保全型農業の普及を図っていくとともに、新しい商品の開発など農業と食品製造業などとの連携強化により、付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、生産体制の強化のため、基盤整備や農地利用集積等を進めながら、地域の共同活動の支援や、後継者、新規就農者の確保・育成に努めます。

2) 林業の振興

森林の持つ国土保全、水源涵養等の多面的機能を守るため、適切な森林整備施策に不可欠な地域活動を支援するとともに、林道等の整備を進め、生産コストの削減や高性能林業機械の活用、就業環境の改善及び労働力の確保等に努めます。

また、木材生産の拡大や所得の向上を図るとともに、伐採後の再生林や治山事業の導入など災害に強い山林の整備に努めます。

さらに、森林の優れた多面的機能を生かした森林公園等の整備を推進し、森林・林業に対する理解がより深まるように努めます。

3) 水産業の振興

持続的・安定的な漁業生産を実現するため、魚礁の設置や種苗放流など、つくり育てる漁業を推進するとともに、水域環境の保全や漁港整備、沿岸漁業者の育成など沿岸漁業の振興を図ります。

遠洋まぐろ漁業は、経営安定のために業界や関係機関と連携した取組を行うとともに、串木野漁港のまぐろ漁業母港基地化を推進します。

また、農商工等連携や6次産業化により水産物の付加価値の向上を推進します。

4) 製造業の振興

情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上の取組を支援します。

また、第1次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を図るとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを進めます。

5) 企業誘致

西薩中核工業団地は、臨海型企业等の新規誘致を図り、地域雇用の創出に努めます。特に、地域のブランド化を進めるための農林水産業と連携した食品関連産業や港湾を活用するための貿易に関連する製造業等の企業の立地促進対策を積極的に進めます。

また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。

6) 商業・サービス業の振興

地域密着型サービスの展開を促進するとともに、観光産業との連携を強化することによる集客力の向上を目指します。

また、観光や特産品などに関する情報発信、販売促進機能を有し、総合的な役割を担う組織を設立するとともに、施設の管理運営・企画等を積極的かつ柔軟に対応できる仕組みづくりを支援します。

7) 観光の振興

本市の有する美しい自然や固有の歴史・文化などの観光資源化を積極的に進め、魅力ある観光地づくりを進めます。

また、イベントや祭りを活用した参加型の観光客誘致を進めるとともに、農業や水産業の体験や焼酎製造業や水産加工業などの製造過程も観光資源として生かし、様々な需要に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、本市周辺の観光地とも連携を深め広域的な観光振興を図るとともに、スポーツ合宿の誘致を積極的に進め交流人口の拡大を図ります。

併せて、外国人旅行者の誘客を図るための受け入れ体制の整備を進め、誘客宣伝活動に努めます。

8) 食のまちづくりの推進

本市は地理的特性を生かした農林水産業やこれらと連携した食品関連産業など、「食」を特色としたまちづくりを進めています。

特産品であるまぐろ、つけあげ、ポンカンなどの付加価値向上による産業の振興をはじめ、福祉及び健康の増進、観光及び交流などの取組を包括的に支援し、市民・事業者・行政が一体となった地域の活性化を図ります。

9) コミュニティビジネスの振興

市民生活を支える様々なサービス需要の高まりに対応した、地域に根ざした多種多様な形態の地域密着型ビジネスの育成を図り、市民生活の利便性向上及び雇用の場の確保を目指します。

10) 海外との経済の協力

本市に生活するアジア諸国からの語学留学生や技術研修生の生活支援を行うことにより、労働力の確保を図るとともに、地域コミュニティとのつながりを重視した市民参加型のプロジェクトにより、地域に根付いた国際交流につなげます。

また、アジア諸国との地理的優位性を生かし、事業者に対し貿易商談会等への参加を呼びかけ、経済交流を促進します。

第4節 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

これからのまちづくりは、日常生活圏に様々な都市機能を集積するいわゆるコンパクトシティ※を進め、まちの活力を保持していくと同時に、近郊の緑地や農地の保全を図っていくという考え方が進んできています。

本市は、国道3号沿いに市街地が形成され、また、南九州西回り自動車道や鉄道など広域交通の利便性が高いまちとして、ウッドタウン団地、市来小城団地や土地区画整理等により新たな住宅地が確保されるなど、定住促進に向けた取組が進められています。しかしながら、人々に“選択される”まちを創造していくためには、より利便性が高く快適な生活・交流空間を整えていくことが重要です。

そのため、環境負荷が少なく、自然環境と調和し、人・モノ・情報が循環し、地域のコミュニティが持続する都市構造を目指していくことが求められます。

以上のようなことを踏まえ、日常生活圏の中に効率的でかつ利便性の高い都市づくりを進める考え方のもと、市街地の無秩序な開発による拡大の抑制や公共交通機関の充実を図ります。また、通過交通が市街地をできる限り通らない道路ネットワークの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインと環境に十分配慮した、利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』を目指します。

1. 社会基盤

本市が着実に発展していくためには、市民生活や産業振興の基盤となる社会基盤の整備を進めていくことが重要です。

そのため、道路・交通網については、産業活動とともに、市民の生活を支える重要な基盤であることから、効果的な整備を進めます。また、海岸や河川等については、安全性の確保等の観点からの整備を進めます。さらに、市街地については、市民の日常的な買い物や交流の場としてだけでなく、観光・レジャーの拠点としても重要な役割を持っており、美しく快適な街並みの整備をはじめとした、本市の顔となる魅力ある空間の整備を進めていきます。情報通信基盤については、市民生活や産業に不可欠となっていることから、その効果的な整備を進めます。

1) 道路・交通網の整備

道路・交通網については、地域間を結ぶネットワーク道路を整備し、円滑な移動の実現を目指すとともに、市街地の老朽化した側溝及び舗装の改修を行います。また、通勤・通学及び観光客の利便性を向上させるために、国道・県道の整備を促進します。

鉄道については、引き続き複線化の実現とともに、通勤・通学等の利便性向上のための要請を行います。

2) 港湾機能の充実

東アジア及び東南アジア諸国に対する交易拠点として、港湾施設の整備を図り、港湾利用の促進に努めます。

また、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定に向けた取組や貿易関連企業の育成・誘致を促進します。

さらに、甕島への玄関口である串木野新港の港湾施設の整備を促進し、甕島航路の利便性の向上を図ります。

※ コンパクトシティ…中心部に様々な機能を集約し、市街地をコンパクトな規模に収めた都市形態あるいはそうした携帯をめざした携帯を目指した都市計画の総称。

3) 海岸・河川の整備

海岸災害から背後地を守る保全施設の整備や生態系・景観に配慮した良好な海岸環境の保全に努めるとともに、河川の安全性を確保しながら河川のもつ機能を生かした整備を図ります。

また、農業用水などの安定確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めるとともに、土石流等の土砂災害から人命・財産を守るため、砂防施設の整備を進めます。

4) 公園・緑地の整備

市民のレクリエーションと憩いの場としてコミュニティ形成のための重要な役割を果たしています。市街地に潤いを与え、美しく快適な街並みを形成するため、公園・緑地の整備を進めます。

5) 住宅の充実

快適な市民生活の基本的要素であり、長期にわたり地域の環境、安全、文化、景観等の重要な要素となります。住宅の基本性能の向上を図るため、建替えや改修等を促進し、耐震性が確保された安全で良質な住宅の確保を支援します。

また、高齢化社会のなかで、障害のない豊かな生活のできる住まいづくりや、環境や省エネルギーに配慮した住まいづくりを促進します。

さらに、多様化する需要に対して、多彩な住宅の供給が行われるよう情報の提供等を行います。

6) 市街地の整備

市民の日常的な買い物や交流の場として歩いて楽しめる、美しく快適な街並みの整備を進めます。また、都市交通の円滑化や快適な住環境の創出、駅周辺の整備による交通結節点の機能強化など、計画的な市街地の整備を進めます。

7) 都市景観の形成

創造性豊かで周辺環境にも配慮した景観整備を行い、地域特性を生かした都市景観の形成に努めていくとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた都市景観の保全・再生・活用を進めます。

また、雄大な自然環境との一体感をもった共生空間や市民を主体にした幅広いコミュニケーションの場を整備します。

8) 情報通信基盤の整備

情報セキュリティの強靱化や電子申請システムの充実など情報処理システムの充実・改善及び地域公共ネットワークの充実等による行政事務の効率化を図りながら、行政情報化を進めます。

また、各種申請など情報通信技術を活用した公共サービス、観光施設や避難所等での通信施設の整備を進めます。

さらに、高速通信の環境整備が遅れている地域において改善を図ります。

第3章 市域の構成イメージ

本市の持つ地勢を生かして均衡ある発展をめざすため、4つのゾーンに分け振興を図ります。

また、人やものの活発な交流・連携を促進するために、「交流・連携軸」を設定します。

第1節 ゾーン別振興方向

1. 都市形成ゾーン

このゾーンは、市街地が南北に延びる国道3号に接して形成されており、行政機能や商業、教育、医療などの都市機能が集中していることから、今後も、行政、経済、観光の中心地としての役割が期待されます。一方で、商店街においては駐車場不足が課題となっているとともに、市民や来訪者が楽しみながら歩ける環境であるとは言い難く、以前ほど賑わいは見られない状況にあります。

そのため、本市の中核地域としての魅力と賑わいを再生し、市民の利便性向上はもちろんのこと、観光客などに対しても訪問しやすい環境を整えていくことが必要となります。

そこで、このゾーンを「都市形成ゾーン」と設定し、市街地中の通過交通をできる限り抑制する方向での道路・交通ネットワークの形成を図る一方で、良好な歩行空間の整備を進め、景観や環境に配慮した快適で美しい市街地の形成を図ります。

2. 農と住の調和ゾーン

このゾーンは、ポンカンやサワーポメロなどの果樹生産をはじめとする農業が基幹産業となっています。また、高い生産技術に裏打ちされた珍しい果樹等の生産も進みつつあり、若い農業者も育ってきています。

さらに、市来農芸高校との連携を強化し、農産物の高度利用による高付加価値化産業への脱皮が求められています。

一方、居住空間と農業生産の場が混在した地域であり、周辺環境に配慮した農業生産を行っていくことが必要です。また、住宅地と近接していることにより、農産物直売所などを都市農村交流の拠点施設並びに地産地消の拠点と位置づけた振興を図っていくことも必要です。

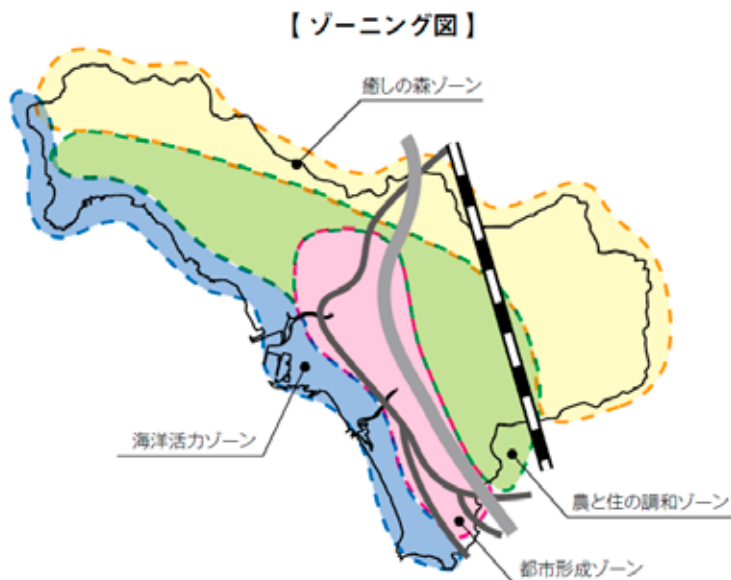
そこで、このゾーンを「農と住の調和ゾーン」と設定し、農業のさらなる高付加価値化を図るとともに、農業と居住空間が調和した環境づくりを進めていきます。

また、スローライフ*やスローフード**などへの多様な需要に対応する農地付き住宅の整備や農村部の空き家対策を進めることにより、定住人口の増加を目指し、住み良い居住空間づくりに努めていきます。

3. 癒しの森ゾーン

このゾーンは、冠岳や観音ヶ池周辺をはじめとした豊かな森林資源を持つ自然環境に優れた地域です。森林資源は、多面的・公益的機能を有し、豊富な天然地下水を育む水源涵養林として、また魚などを育てる魚つき林としての機能を果たすなど、下流域の生活環境や本市の水産業にも重要な役割を担っています。さらに、徐福伝説や様々な史跡など古代から現代までの歴史や文化を伝える重要な地域でもあります。

また、このゾーンは、串木野ダムや市来ダムの周辺に親水機能を有しており、市民や来訪者に



* スローライフ…スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。

** スローフード…食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守り、質の良い食材を提供する小生産者を保護し、消費者の味の教育を行う。イタリアで始まった運動が世界的に広まった。

対する「癒し」の空間としての整備も期待されます。

そこで、このゾーンを「癒しの森ゾーン」と設定し、林業の振興とともに、森林のさらなる保全を図り、このゾーンが有している歴史や文化を実感できる観光の振興を図ります。また、市民による環境保全への取組に対する様々な施策や環境意識の醸成などに努めます。

4. 海洋活力ゾーン

このゾーンは、良好な漁場や漁港を有しており、本市の水産業の拠点地域としてのさらなる振興が期待されます。また、吹上浜や変化に富んだ海岸線や海産物等の海洋資源、温泉資源を持ち、市民の憩いの場として、釣りやマリンレジャーを中心とした観光の場として活用されています。さらに、串木野新港においては、甑島住民の安定したアクセス航路として欠かせない機能を持っているとともに、隣接する西薩中核工業団地は広い敷地を有しており、港湾機能の充実及び活用により、企業立地の推進が図られ、大いなる飛躍が期待されます。

そこで、このゾーンを「海洋活力ゾーン」と設定し、美しい海岸線の保全を図ると同時に、漁業振興や企業立地、物流拠点基地化や観光振興に積極的に取り組み、本市における産業拠点として、本市の経済を牽引していくとともに、地域の雇用拡大に努めます。

第2節 交流・連携軸

1. 地区拠点の設置

市民の利便性を確保するとともに、各地区の個性や文化を守り育てながら、活用していく地域づくりを推進するために、16地区の交流センターを拠点として、市民の積極的な自治活動を促進します。

2. 地域連携軸の設定

地域を相互に連携し、串木野新港から串木野インターチェンジ、各地区間及び各地区から幹線道路を連結する道路を「地域連携軸」として設定します。

地域連携軸の中に、本市内の観光資源をつなげ、相乗効果を発揮させる道路として、「観光連携ライン」を設定します。

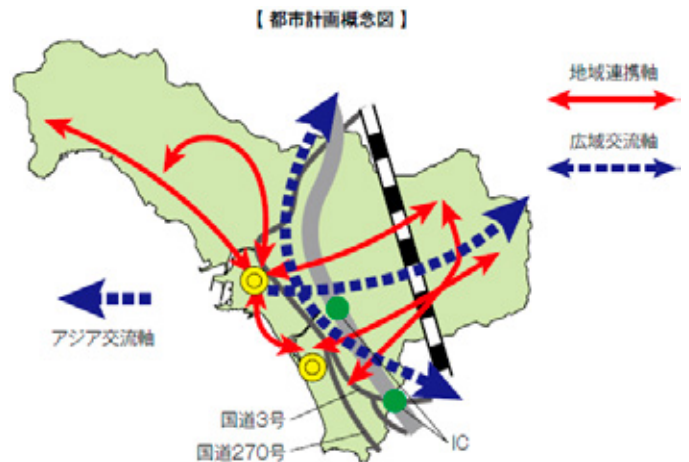
「地域連携軸」やネットワークなどを活用して、生活、医療、福祉、産業面における地域間交流を促進し、本市全体の連携を強化します。

3. 広域交流軸の設定

薩摩川内市方面や鹿児島市方面、鹿児島空港方面へと広がる広域的な交流・連携を強化する軸として、南九州西回り自動車道、国道3号、国道270号、県道、甑島航路等及び鉄道を「広域交流軸」と位置づけます。

南九州西回り自動車道の早期整備を要請するとともに、串木野新港からのアクセス道路を整備し、安全で効率的な輸送を可能とするよう努めます。

串木野新港を物流拠点基地と設定し、東アジア及び東南アジア地域との交流・連携を強化する軸として、「アジア交流軸」を設定します。



第4章 重点プログラム

「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」を実現するため、重点的に取り組むべき特徴的な施策を『重点プログラム』として設定します。

第1節 食のまちプログラム

平成21年（2009年）に食のまちづくり条例を制定し、地理的特性を生かした農林水産業やこれらと連携した食品関連産業など、「食」を特色としたまちづくりを進めています。地域の資源である「食」を活用し、地域の活性化や生活の向上を目指し、市民・事業者・行政が共通した認識のもとに主体的に参画し、協働して取り組む持続可能なまちづくりを展開することが重要となっています。

そのため、産業の振興、福祉及び健康の増進、教育及び伝承、観光及び交流、環境の保全、安全で安心な食のまちづくりなど包括的に支援し、市全体が一体となった地域の活性化に向けた取組・情報発信を進めます。

主な取組としては、農林水産業者が6次産業化を目指し、第2次・第3次産業との連携によるブランド化、高付加価値化に向けた取組の支援を行います。また、市外・海外へのPR・販路拡大に努め、産業全体の底上げや地域の特産品の知名度の向上に取り組めます。さらに、食のまちづくりネットワークに参加するなど、他市町村との連携により、相互の経済の活性化を促進します。また、安心・安全な食材の普及、食を利用した健康づくり、食の大切さを知る食育の推進に努めます。

第2節 環境維新プログラム

多様なエネルギー源の確保や環境への適合の観点から再生可能エネルギーや省エネルギーの必要性が高まっており、公共施設・家庭・事業所が一体となって環境負荷の軽減に取り組む必要があります。

これまで、西薩中核工業団地を中心に太陽光発電の設置促進等に取り組んできており、また、電力システム改革に伴い、民間と行政が共同して設立した地域新電力事業を中心として、公共施設・家庭・事業所への電力供給とともに再生可能エネルギーの拡充を図り、エネルギーと産業おこしを組み合わせた環境維新のまちづくりを推進します。

再生可能エネルギーでは、太陽光発電・洋上風力発電・バイオマス発電などの導入促進のほか、電力や熱を工業団地や農林水産業に活用する地産地消型の取組により経済の活性化を図ります。省エネルギーでは、地球温暖化対策として電気自動車などの次世代自動車の導入促進や家庭・事業所・工場向けのエネルギーマネジメントシステムの導入促進などによる地域全体のスマートシティ^{*}化を検討します。また、蓄エネルギーでは、災害時への対応強化のため、蓄電池の導入促進などにより市民生活の安心・安全及び利便性向上を図ります。

第3節 国際化推進プログラム

これまで、米国サリナス市と姉妹都市盟約を結び、交流のさらなる発展を図ってきました。引き続き、姉妹都市と交流を進めていくことや、近年経済発展の目覚ましい東アジア及び東南アジアと交流を図ることは、国際化に伴う人材の育成、産業の振興を図るうえで非常に重要です。

現在、市内にはアジア各国からの留学生が滞在し、学業以外にも市内事業者との連携を深めています。国際化に向けた人材及び団体の育成や英語のまちづくりの推進など、国際交流の基盤強化に取り組み、外国人にも暮らしやすいまちづくりに努め、経済交流だけでなく人と人とのつながりにより、市民・事業者・行政が連携して国際化を進めます。

さらに、産業では、市内事業者が行う海外展示会への出展などの販路開拓を支援し、官民連携して取り組むことで、これまで積み上げてきた食のまちづくりに加えて、将来的な開港促進に向けた串木野新港の利用拡大等、人・モノ・情報が行き交う世界に拓かれた国際色豊かなまちづくりを進めます。

※ スマートシティ…電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用を、地域の交通システム、市民のライフスタイルの变革などを複合的に組み合わせた次世代エネルギー・社会システムの概念。

第4節 ひとづくり推進プログラム

まちづくりは「ひとづくり」です。なかでも、若い世代を中心とした人材育成は、本市のさらなる飛躍と発展の原動力となります。

特色ある教育の実施と安全で安心して学習できる環境の充実により児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせ、「豊かな心」と「健やかな体」を育みます。

また、健やかに安心して子育てができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援により子どもを産み育てる環境の充実を図ります。

さらに、本市の特色を生かした教育の推進を図るとともに、地域の高校活性化や国際交流、リーダー育成の取組などを通じ、次代を担う「ひとづくり」を進めます。



■参考資料

策定経過概要

○後期基本計画策定業務

- ・ 令和3年5月 第1回企画委員会（書面協議）
総合計画後期基本計画（素案）策定に向けて庁内体制を発足させ、策定業務開始。
- ・ 令和3年5月～8月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の6部会を設置し、後期基本計画（素案）の検討。
- ・ 令和3年10月7日 第2回企画委員会
前期基本計画の事業実績・成果及び現況と課題の変更等について取りまとめ及び後期基本計画（案）の検討。（行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会の所管分）
- ・ 令和3年10月11日 第3回企画委員会
前期基本計画の事業実績・成果及び現況と課題の変更等について取りまとめ及び後期基本計画（案）の検討。（社会基盤部会・教育文化部会の所管分）
- ・ 令和3年11月 第4回企画委員会（書面協議）
後期基本計画（案）の検討。
- ・ 令和3年12月6日～12月26日 パブリックコメント実施
市広報紙及び市ホームページにおいて、総合計画後期基本計画（案）についてパブリックコメントを実施。
- ・ 令和4年1月 第5回企画委員会（書面協議）
後期基本計画（最終案）の決定。
- ・ 令和4年2月18日
後期基本計画（最終案）の報告。後期基本計画の決定。

【参考】

1. 基本構想策定業務

- ・平成28年1月28日 第1回企画委員会
総合計画基本構想（案）策定に向けて庁内体制を発足させ、策定業務開始。
- ・平成28年3月24日 第2回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年4月～11月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の6部会を設置し、総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年5月13日 第3回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年6月28日 第4回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年7月25日～8月17日 第5回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年10月7日 第6回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年11月7日～11月8日 第7回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の修正。
- ・平成28年11月15日 政策会議
総合計画基本構想（案）の決定。
- ・平成29年1月30日～1月31日 いちき串木野市議会基本構想審査特別委員会
総合計画基本構想（案）の審査。
- ・平成29年2月21日 いちき串木野市議会
総合計画基本構想の議決。

2. いちき串木野市総合計画審議会経過概要

- ・平成28年6月30日 第1回審議会
委員委嘱、正副会長選出、総合計画の概要・策定の考え方・策定に係るスケジュールの説明。
- ・平成28年8月4日 第2回審議会
総合計画基本構想（素案）の諮問、総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年8月18日 第3回審議会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年8月30日 第4回審議会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成28年10月18日 第5回審議会
総合計画基本構想（素案）、答申書（案）の検討。
- ・平成28年10月31日 第6回審議会
総合計画基本構想（素案）の答申。

3. 前期基本計画策定業務

- ・平成28年1月28日 第1回企画委員会
総合計画基本構想（案）策定と併せて、前期基本計画（案）策定業務開始。
- ・平成28年4月～平成19年2月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の6部会を設置し、総合計画基本構想（素案）と併せて、前期基本計画（案）の検討。
- ・平成28年7月25日～8月17日 第5回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- ・平成28年11月7日～11月8日 第7回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- ・平成28年12月16日 第8回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- ・平成29年2月13日 第9回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- ・平成29年2月21日 政策会議
前期基本計画の決定。

4. 市民参画

- ・平成27年6月19日～7月3日 市民アンケート
16歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査の実施、回収率49.3%。
- ・平成28年5月26日～6月3日 地区別ヒアリング
市内の16地区において、まちづくり協議会役員等を対象にまちづくり計画に関するヒアリングを実施。
- ・平成28年9月5日～9月30日 パブリックコメント実施
市広報紙及び市ホームページにおいて、総合計画基本構想（素案）についてパブリックコメントを実施。
- ・平成29年1月5日～1月31日 パブリックコメント実施
市広報紙及び市ホームページにおいて、前期基本計画（案）についてパブリックコメントを実施。

策定要綱

いちき串木野市総合計画策定要綱

平成 17 年 10 月 11 日
告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(計画の構成)

第 2 条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

(1) 基本構想

市の望ましい将来の都市像を描き、長期的展望に立ち、その発展方向の基本路線を明らかにするもので基本計画の基礎となるものをいう。

(2) 基本計画

基本構想に沿って具体的な都市発展、市民生活の向上等を図るための方策、手段の大綱及び根幹的事業を明らかにするものをいう。

(3) 実施計画

基本計画に基づき具体的な事務及び事業の実施に関して計画的かつ効果的に作成する計画をいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめいちき串木野市附属機関条例（平成 17 年いちき串木野市条例第 15 号）第 3 条に規定するいちき串木野市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定するときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日告示第 23 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

企画委員会

いちき串木野市総合計画企画委員会規程

平成 17 年 10 月 11 日
訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 いちき串木野市総合計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、いちき串木野市総合計画企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の命を受け、計画の策定について必要な調査及び計画の立案を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長等の職務)

第 4 条 会長は、委員会を代表し、審議に当たっては、会議の議長を務め、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

(部会)

第 6 条 委員会に部会を置く。

- 2 部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 14 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 18 年 2 月 14 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 21 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

いちき串木野市総合計画企画委員会委員名簿

(14名)

区分	役職名	氏名	区分	役職名	氏名
会長	副市長	出水喜三彦	副会長	教育長	相良一洋
委員	行財政部会長	山崎達治	委員	産業経済部会長	長崎崇
"	" 副部会長	宮口吉次	"	" 副部会長	下池裕美
"	生活環境部会長	久保さおり	"	社会基盤部会長	吉見和幸
"	" 副部会長	新村光二	"	" 副部会長	松比良栄一
"	保健福祉部会長	猪俣勝人	"	教育文化部会長	瀬川大
"	" 副部会長	久木田聡	"	" 副部会長	梅北成文

【企画委員会部会名簿】

部会名	役職名	氏名	部会名	役職名	氏名
行財政部会	総務課長	山崎達治	産業経済部会	シティセールス課長	長崎崇
	企画政策課長	北山修		農政課長	下池裕美
	財政課長(兼)経営改革課長	宮口吉次		水産商工課長	後潟健太郎
	まちづくり防災課長	富永孝志		農業委員会事務局長	平川秀孝
	税務課長	福山昌浩			
	会計課長	萩内祥子			
生活環境部会	市民生活課長	久保さおり	社会基盤部会	都市建設課長	吉見和幸
	上下水道課長	新村光二		都市建設課参事	松比良栄一
	消防長	平石剛		農政課参事(兼)工事監査監	吉留秀俊
	(まちづくり防災課長)	(富永孝志)		監査委員事務局長	馬場裕之
	衛生処理組合事務局長	淵脇裕志			
保健福祉部会	健康増進課長	猪俣勝人	教育文化部会	教育総務課長	瀬川大
	福祉課長	久木田聡		学校教育課長	藏菌孝一
	子どもみらい課長	立野美恵子		社会教育課長	梅北成文
	長寿介護課長	松崎知人		(シティセールス課長)	(長崎崇)
	市来支所長(兼)市民課長(併)選挙管理委員会事務局長	橋口昭彦		議会事務局長	岡田錦也

**いちき串木野市第2次総合計画
後期基本計画**

令和4年3月

編集・発行／いちき串木野市 企画政策課

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

TEL 0996-32-3111(代表) FAX 0996-32-3124

URL <http://www.city.ichikikushikino.lg.jp>

E-mail seisaku6@city.ichikikushikino.lg.jp

印刷／協業組合ユニカラー

